

令和3年8月22日執行

根室市議会議員選挙

立候補届出の手引



根室市選挙管理委員会

目 次

第1 立候補届出等注意事項

1	立候補の資格	1
2	立候補の制限と禁止等	1
3	立候補の準備	4
4	事前運動の禁止	6
5	立候補の届出	7
6	立候補の届出に必要な書類	7
7	立候補届出書の記載上の注意事項等	8
8	供 託	10
9	そ の 他	10
	様 式（記載例等）	11

第2 候補者注意事項

1	選挙事務所の設置及び届出	21
2	選挙運動用自動車又は船舶及び拡声機の使用	21
3	選挙運動用通常葉書	22
4	選挙運動用ポスター等	23
5	選挙運動用ビラ等	24
6	新聞広告	25
7	個人演説会	25
8	街頭演説	26
9	選挙運動費用の法定制限額	26
10	出納責任者の選任及び届出	26
11	選挙運動の実費弁償及び報酬	27
12	選挙運動に関する収支報告書の提出	28
13	選挙に関する届出等の時間	29
	参考 根室市議会議員選挙における選挙運動の概要	30
	様 式（記載例等）	33

第3 候補者注意事項（インターネット選挙運動）

1	インターネット等を利用した選挙運動	43
	（1）候補者ができること	43

ア	ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁	43
イ	電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁	43
ウ	インターネット等を利用した選挙期日後のあいさつ行為の解禁	44
エ	屋内の演説会場内における映写の解禁等	44
オ	その他	44
(2)	有権者ができること	44
参考	インターネット等を利用した選挙運動・政治活動の可否一覧	45

第4 選挙運動に関する公費負担

1	公費負担の種類	47
2	公費負担の事務手続き	47
(1)	有償契約の締結と届出	47
(2)	公費負担の適用	48
(3)	公費負担の限度等	48
(4)	選挙運動費用への算入	48
(5)	確認書の交付・提出	49
(6)	契約内容の証明	49
(7)	公費の支払い	50
3	選挙運動用自動車の使用	50
(1)	一般運送契約	50
(2)	一般運送契約以外の契約	51
ア	自動車借入契約	51
イ	燃料供給契約	52
ウ	運転手雇用契約	52
4	選挙運動用ポスターの作成	52
5	選挙運動用ビラの作成	53
参考1	公費負担の対象とその限度額	54
参考2	公費負担の手続き（図解）	55
参考3	公費負担の様式（記載例等）	56

凡 例

この手引においては、次のとおり略語を用いております。

法	公職選挙法
令	公職選挙法施行令
規則	公職選挙法施行規則
規程	根室市選挙事務取扱規程

第 1 立候補届出等注意事項

1 立候補の資格

(1) 市区町村の議会の議員の場合

市の議会の議員の資格は、次のすべての要件が必要である。

- ① 日本国民であること
- ② 選挙期日現在、年齢満25歳以上であること
- ③ 根室市に引き続き3か月以上住所を有すること
- ④ 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者でないこと
- ⑤ 禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと
(一般犯罪による刑の執行猶予中の者を除く。)
- ⑥ 公職にある間に犯した収賄罪又は公職者あつせん利得罪により刑に処せられその実刑とその後10年間を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者でないこと
- ⑦ 選挙犯罪によって禁固以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者でないこと
- ⑧ 選挙犯罪(政治資金規正法違反を含む。)によって被選挙権を停止されている者でないこと

2 立候補の制限と禁止等

公職の候補者になるためには、立候補の資格要件を備えていればよいが、なお、特定の公職にある者などについては、現職のまま候補者になることを制限又は禁止されている。もしそのまま立候補すると、(2)の「立候補と同時にその公職を失う公務員等」(3頁参照)で述べるように立候補と同時にその職を失うこともあるので、じゅうぶん注意しなければならない。

公職(すなわち公務員としての身分)にある者とは、国又は地方公共団体の事務又は業務に従事するような身分的契約関係にある者をいい、その範囲は通常われわれが考えているよりもかなり広い。例えば、都道府県、市区町村の議会の議員、教育委員会、農業委員会等の委員はもちろんであるが、市区町村の諮問に対して答申する審議会の委員なども公務員である。いいかえれば、国又は地方公共団体の機関から任命、委嘱などの辞令を受けている者は、すべて公務員と考えてよい。

また、辞令を受けていなくても、国又は地方公共団体の公務にたずさわりの給料、報酬、手当などを受けている者も公務員である。

しかし、土地改良区、農業協同組合などの役職員は、ここにいう公務員には入らない。

なお、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の役員若しくは職員も立候補の制限を受ける。

(注) 「特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人」とは、独立行政法人(国民(住民)生活及び社会経済(地域の社会経済)の安定等の公共上の見地から確実に実行されることが必要な事務や事業の一部を執行する国や地方公共団体とは別の法人格を有する法人)のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直

接かつ著しい支障を及ぼすと認められるもの等をいう。)

(1) 立候補しても職を失わない公務員等

国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方行政独立法人の役員若しくは職員（以下「公務員等」という。）は、原則として現職のまま立候補することはできない。現職のまま立候補すると、公務員等を辞したとみなされ、立候補届出と同時にその職を失うこととなる。

しかし、次に掲げる公務員等は例外として現職のまま立候補でき、立候補してもこれらの公職を失うことはない。

① 特定の公務員

内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官

② いわゆる単純労務に従事する地方公務員で技術者、監督者及び行政事務を担当する者に該当しない者

③ 予備自衛官（自衛隊法第70条第3項の規定により自衛官となっている者を含む。）、即応予備自衛官（同法第75条の4第3項の規定により自衛官となっている者を含む。）及び予備自衛官補

④ 臨時又は非常勤の国家公務員若しくは地方公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員で、委員長又は委員の名称を有する職にある者

ただし、次に掲げる者は現職のまま立候補することができない。

公正取引委員会委員長及び委員、中央選挙管理委員会委員、国家公安委員会委員、公害等調整委員会委員長及び委員、公安審査委員会委員長及び委員、中央労働委員会委員、運輸安全委員会委員長及び委員、衆議院議員選挙区画定審議会委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、人事委員会委員、公平委員会委員、地方公共団体の公安委員会委員、都道府県労働委員会委員、農業委員会委員、収用委員会委員、漁業調整委員会委員（広域漁業調整委員会の委員を除く。以下同じ。）、内水面漁場管理委員会委員、固定資産評価審査委員会委員

なお、このうち、農業委員会委員、漁業調整委員会委員及び内水面漁場管理委員会委員は、市区町村の議会の議員及び市区町村長の選挙には、現職のまま立候補できる。

⑤ 臨時又は非常勤の国家公務員若しくは地方公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役職員で顧問、参与、会長、副会長、会員、評議員、専門調査員、審査員、報告員及び観測員の名称を有する職にある者並びに統計調査員、仲介員、保護司及び参与員の職にある者

⑥ 臨時又は非常勤の国家公務員若しくは地方公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の嘱託員

なお、国家公務員法等に規定する短時間勤務の官職、地方公務員法に規定する短時間勤務の職を占める者は、これらに含まれない。

- ⑦ 消防団長その他の消防団員（常勤の者を除く。）及び水防団長その他の水防団員（常勤の者を除く。）
- ⑧ 地方公営企業に従事する職員又は特定地方独立行政法人の職員（課長又はこれに相当する職以上の主たる事務所（本庁）における職にある者を除く。）

（２）立候補と同時にその公職を失う公務員等

- ① （１）に述べた公務員等以外の公務員等は、立候補届出と同時にその公職を失うことになる。

なお、最高裁判所から罷免の訴追をすべきことを求められている裁判官及び裁判官訴追委員会から罷免の訴追をされている裁判官は、立候補の届出をしてもその職を失わないこととされている。裁判官は現職のまま立候補はできないから、したがってこれらの裁判官は公職の候補者にはなれないし、また立候補の届出後に判明したときは選挙長によって届出を却下されることになる。

- ② 立候補の届出と同時にその職を失う公務員等が立候補しようとするときは、特に退職手続をとらないまま立候補できるが、立候補と同時にその公職を失うので、落選しても再び復職することはできない。

現に公職に就いている者が立候補するときは、このことをよく注意する必要がある。

- ③ このように多くの場合、公務員等は立候補届出と同時にその公職を失うが、次の特別の場合には、在職のまま立候補しても同時にその公職を失うことはない。

ア 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙が行われるとき、現にその議会の議員又は長である者は現職のままその選挙に立候補することができる。しかし、例えば市議会議員が、市長や都道府県議会議員の選挙に立候補したときは、その職を失うことになるし、同様にその逆の場合も、当然その職を失うことになる。

イ 地方公共団体の議会の議員が、その職に伴い兼ねている公職が現職のまま立候補できない職であっても、その職を辞職することなく立候補できる。

例えば、市議会議員の中から選ばれた監査委員が、その市議会議員の任期満了により行われる選挙に立候補しても、議員の任期の間、その職を失うことはない。

ウ （１）の④（２頁参照）で述べたように、農業委員会の委員、漁業調整委員会の委員などが市区町村の議会の議員又は市区町村長の選挙に、現職のまま立候補してもその職は失わない。

(3) 立候補することができない者

次の者は、選挙に立候補できない。

① 被選挙権のない者

被選挙権のない者、選挙又は政治資金にかかる犯罪により被選挙権を停止又は立候補を禁止されている者は立候補することができない。

なお、候補者となってからでも被選挙権を失うと候補者であることができない。

② 重複立候補

一つの選挙に立候補した者は、同時に他の選挙に立候補することはできない。

③ 選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中その関係区域内で当該選挙に立候補することができない。

3 立候補の準備

立候補を決意すれば、当選するためにすぐにでも選挙運動を始めたいのが人情である。しかし、法律では立候補届出前の選挙運動は、すべて事前運動として禁止しているから注意しなければならない。

なお、次のようなことは、立候補や選挙運動の準備行為として許されている。

(1) 立候補のための準備行為

① 立候補届出種類の作成、供託

立候補の届出に必要な種々の書類を整えたり、供託の手続をしたりすることはさしつかえない。

② 立候補のための瀬踏み行為

立候補しようとする場合に、はたして自分が有権者にどの程度の支持を受けているかということについて、選挙区内の人達に立候補の可否、選挙区内の情勢を問い合わせるというようなことを「瀬踏み行為」という。

しかし、この行為もそのやり方しだいでは、事前運動になることもあり、その限界を見極めることは、なかなか難しい。要するに投票依頼の意思が全くなく、純粹に立候補のための瀬踏みにとどまるときは、差し支えないということである。

③ 後援会（後援団体）の結成

純粹にその人の人格、識見等を敬慕し、その政治的成長を後援しようとする意思で後援会を結成することは、なんら選挙運動ではなく、事前運動の禁止規定にふれるものではない。しかし、その結成の目的が、その人を特定の選挙で当選させようとするものであるときは、結成の時期、場所、その方法いかんによっては、事前運動と認められる場合がある。

(2) 選挙運動のための準備行為

立候補の届出と同時に、選挙運動が開始されるが、立候補の届出に先立って、いろいろと準備をする必要がある。したがって、選挙法の解釈上も、単に選挙運動をするために必要な準備行為は、これを認めているのである。短い選挙運動期間を、最も効果的に活用するためには、万全の準備が肝要であるが、許されている準備行為にはどのようなものがあるかを挙げると次のとおりである。

- ① 政党等の公認を求めること
- ② 選挙運動資金の調達
- ③ 選挙運動の方法の協議
- ④ 選挙事務所の借入れの内交渉
- ⑤ 出納責任者、選挙運動員などの内交渉
- ⑥ 事務員、車上運動員（うぐいす嬢など）や労務者雇用の内交渉
- ⑦ 有権者名簿の作成
- ⑧ 演説会での演説依頼の内交渉
- ⑨ 演説会場の借入れの内交渉
- ⑩ 選挙運動用葉書の推薦文の文案依頼
- ⑪ 各種届出書の記入など
- ⑫ 選挙運動用ポスターの作成、選挙運動用葉書の作成、選挙運動用葉書のあて名書き等
- ⑬ 選挙運動用立札、看板、ちょうちんなどを作製する行為
- ⑭ 自動車、拡声機などの借入れの内交渉

(3) その他の立候補の準備行為

一定の期間内に、限られた選挙運動費用で最大の効果をあげるためには、前に述べた事からのほかに、なお次のような大切な要素がある。

まず第1に、総括主宰者（選挙事務長）と出納責任者の選任である。この人選は、極めて大切であり、単に、自分に都合がよいというばかりでなく、その人物が選挙区内の有権者をひきつけ有権者にどれだけ信望、徳望があるかをよく見極めて選任すべきである。

なお、この両者が選挙犯罪を犯すと、いわゆる連座制により当選が無効になる場合があるので、その意味でも人選には慎重な配慮が望まれる。

第2には、組織的選挙運動管理者等に対して、買収等を行うことを防止するため相当の注意を怠り、これらの者が買収等の罪を犯し禁固以上の刑に処せられると、たとえ当選しても連座制を適用されて当選が無効になり、かつ連座裁判確定の日から5年間立候補制限を課せられることがあるから、関係者に対して注意を徹底するばかりで

なく、このような事件が起こらないようチェック体制を整えるなどの配慮が望まれる。

第3には、制限された選挙運動費用の枠のなかで、最も効果的な経費配分をするにはどうしたらよいか、ち密な予算見積りをする必要がある。

第4には、選挙運動にあたり、どのような点に力を入れるかについて、あらかじめ検討しておく必要がある。自分の得手、不得手、例えば、演説が得意であれば、演説を主たる選挙運動の方法にするとか、その選挙区内の実情にかんがみ、どのような方法を採用すれば効果的かというようなことを検討する。また、演説の草稿や選挙運動用葉書の文章、選挙運動用ポスターのデザインなど、これらが直接有権者に自分の政見や抱負を伝える有力な手段であることに留意し、他人まかせにすることなく自分でもあらかじめ十分考えておくとともに、最後の仕上げには必ず自分で目を通しておくことが肝要である。

4 事前運動の禁止

(1) 事前運動の意義

公職選挙法では、立候補の届出をした日からでなければ、選挙運動をすることができないこととされており、それ以前に選挙運動をすることを禁止している。すなわち、事前運動とは、立候補の届出前に選挙運動を行うことである。より厳密には立候補の届出の当日であっても、立候補届出の手続が完了しない（届が受理されない）うちはなお事前運動となる。

しかし、何が選挙運動かということ判断すると、なかなか微妙で難しい問題を含んでいる。選挙運動期間中も禁止されている戸別訪問のような行為はもちろん、個々面接や電話による選挙運動など選挙運動期間中ならばできる行為であってもこれらの行為を届出前に行えば事前運動になるのである。

ところが、事前運動として禁止されているのはあくまで立候補の届出前に行う特定の候補者のための選挙運動であって、立候補者の届出前に行う選挙に関するいっさいの活動が禁止されているわけではない。

(2) 事前運動と準備

立候補及び選挙運動のための準備行為として認められるものについては前述したが、それはあくまでも純粋な準備行為であって、なんら一般選挙人に働きかけるものではないと考えられているから認められているのである。したがって、立候補の準備に名をかりて、これに投票を得る目的を加味した行為は、もはやこの準備行為の範囲をこえるもので、事前運動として禁止されることになる。

以上事前運動について説明したが、ある行為が事前運動になるかどうかの判断には微妙なものがあり、慎重な検討が必要である。

5 立候補の届出

- (1) 届出することができる日は、選挙の期日の告示日（8月15日）です。
- (2) 届出は、文書でなければなりません。
- (3) 郵便等で届出をすることはできません。
- (4) 受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。
- (5) 受付場所は、次のとおりです。

根室市常盤町2丁目27番地 根室市役所（3階）大会議室

(6) 受付の順序

ア 立候補届の受付をする順序は、受付事務の迅速化と公正を期するため、告示日の午前8時までに参集された方について、「くじ」により決定します。

(7) 最初に「くじ」を引く順序を決める「くじ」を行います。

(イ) (7)の「くじ」の次に、立候補届の受付の順序を決める「くじ」を行います。

イ 告示日の午前8時以降に参集された方の受付の順序は、ア(イ)により決定された最後の順序の方の次（2人以上のときは到着順）になります。

6 立候補の届出に必要な書類

(1) 候補者本人が届出をする場合

- ア 根室市議会議員選挙候補者届出書（本人届出）
- イ 供託証明書
- ウ 宣誓書
- エ 所属党派証明書（無所属の場合は不要）
- オ 戸籍の謄本又は抄本
- カ 通称認定申請書（通称使用の認定を受けようとする場合のみ）

(2) 推薦人が届出をする場合

- ア 根室市議会議員選挙候補者届出書（推薦届出）
- イ 候補者推薦届出承諾書
- ウ 選挙人名簿登録証明書
- エ 供託証明書
- オ 宣誓書
- カ 所属党派証明書（無所属の場合は不要）
- キ 戸籍の謄本又は抄本
- ク 通称認定申請書（通称使用の認定を受けようとする場合のみ）

(3) その他

ア 代理人が届出をするときは、立候補届出代理人証明書〔別紙様式1－1〕及び代理人の印鑑を持参してください。

イ 届出書類に押印された印鑑は、必ず持参してください。

ウ ア及びイの印鑑は、届出書類を訂正する場合又は物件等の受領印として使用します。

7 立候補届出書の記載上の注意事項等

(1) 候補者本人が届出をする場合

ア 根室市議会議員選挙候補者届出書（本人届出）〔別紙様式1〕

(ア) 「候補者氏名」欄は、戸籍謄（抄）本に記載されている氏名を正確に楷書で記載してください。

なお、戸籍の氏名に用いられている漢字が旧字体等であるときは、

常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）

人名用漢字別表（戸籍法施行規則別表第二）

誤字俗字・正字一覧表（平成22年11月30日付け法務省民一第2905号

法務省民事局長通達）

の表に掲げられている旧字体等に対応する文字にできるだけ更生して記載してください。

（例） 濱 → 浜 澤 → 沢 高 → 高

(イ) 「本籍」、「住所」及び「生年月日」欄は、被選挙権の有無の判定上必要ですから、正確に記載してください。

なお、「生年月日」欄のかっこ内には、選挙期日現在における満年齢を記載してください。

(ロ) 「党派」欄は、候補者届出書に添付する「所属党派証明書」に記載されている政党その他の政治団体（以下「政治団体」という。）の名称を正確に記載してください。

なお、次の事項に注意してください。

a 政治団体の名称は、一つより記載することができません。

b 「所属党派証明書」をお持ちでない方は、「無所属」と記載してください。

c 政治団体の名称が、字数20字を超える場合には、「当該政治団体の名称（団体の正式な名称）」と併せて字数20字以内の略称を「（略称）何々」と記載してください。

(ハ) 「一のウェブサイト等のアドレス」欄は、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。

イ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書〔別紙様式3〕

公職の候補者となろうとする者は、選挙権及び被選挙権があること、同時に他の選挙に立候補していないこと等を宣誓しなければなりません。

虚偽の宣誓をした場合には、処罰の対象となります。

ウ 供託証明書

「8 供託証明書」の項目を参照のこと。

エ 所属党派証明書〔別紙様式4〕

- (ア) 政治団体に所属する候補者として立候補の届出をする場合に提出してください。
- (イ) 無所属で立候補される方は、提出の必要はありません。
- (ウ) この証明書は、当該政治団体の本部の総裁、会長、委員長その他これに準ずる地位にある者が発行したものでなければなりません。

オ 戸籍の謄本又は抄本

戸籍の謄本又は抄本は、候補者届出書に記載された「候補者氏名」が、戸籍上の氏名であること等を証明するために必要なものですから、最近のものを添付してください。

カ 通称認定申請書〔別紙様式5〕

(ア) 通称認定の申請

立候補の届出の告示等に通称の使用を希望される場合は、立候補の届出と同時に選挙長に対し通称認定の申請を行い、その通称が本名（戸籍名）に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足りる資料を提示してください。

(イ) 通称であることを証する資料

- a 公の機関の発行した書類
- b 信 書（手紙又は葉書等）
- c 著 書
- d そ の 他

(ウ) 認定書〔別紙様式5-1〕の交付

選挙長が通称の認定をしたときは、直ちに認定書を交付します。

(エ) 氏名をかな書きにする場合の取扱い

戸籍上の氏名を通常の読みに従って、かな書きとする場合にも、通称認定申請書を提出してください。

なお、この場合には、通称であることを証する資料の提示は不要です。

(2) 推薦人が届出をする場合

ア 根室市議会議員選挙候補者届出書（推薦届出）〔別紙様式2〕

届出書は、前記（1）アに準じて記載してください。

イ 候補者推薦届出承諾書〔別紙様式2-1〕

推薦届出書には、候補者となろうとする者の承諾書が必要です。

ウ 選挙人名簿登録証明書〔別紙様式2-2〕

推薦届出書には、推薦届出人が当該選挙の選挙区内の選挙人名簿に登録されている旨を証する根室市選挙管理委員会委員長が発行する証明書を添付してください。

エ 供託証明書

「8 供託証明書」の項目を参照のこと。

オ 宣誓書

カ 所属党派証明書

キ 戸籍の謄本又は抄本

ク 通称認定申請書

「候補者本人が届出をする場合」と同じです。

8 供 託

(1) 供託証明書

候補者の届出をしようとする方は、法務局（支局、出張所）に供託しなければなりません。

(2) 供託の金額

候補者1人について、30万円（現金又はこれに相当する額面の国債証書）です。

(3) その他

供託についての詳細は、最寄りの法務局（支局、出張所）にお尋ねください。

9 そ の 他

(1) 立候補届出の事前審査

立候補届出当日に、立候補の届出及びその受付が正確かつ迅速に実施されるために、次により、立候補届出等の書類の事前審査を行いますので、あらかじめこの審査を受けてください。

なお、日時及び場所については、市委員会事務局にお問合せください。

ア 選挙事務上、必要がありますので、次の書類を事前審査時に各1通提出してください。

- ・ 候補者本人の住民票（届出住所と一致しているか確認するため）
- ・ 候補者本人の履歴書（報道機関から照会時に必要に応じて公開することがあります）

イ 立候補届出関係以外の書類の審査も適宜行います。

- ・ 選挙事務所設置届
- ・ 出納責任者選任届
- ・ 報酬を支給する者の届出書
- ・ 公費負担関係

ウ 事前審査の際には、届出書等の押印に使用する候補者の印鑑を持参してください。

(2) 立候補届出について不明な点は、市委員会事務局にお尋ねください。

所 在 地 〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地

根室市役所 3階

電話番号 0153-23-6111（内線 2355, 2357）

様 式（記載例等）

候補者届出書（本人届出）	別紙様式 1 . . . 12
候補者届出書（推薦届出）	別紙様式 2 . . . 13
候補者の推薦届出の承諾書	別紙様式 2－1 . . 14
選挙人名簿登録証明書	別紙様式 2－2 . . 15
候補者となることができない者でない旨の宣誓書	別紙様式 3 . . . 16
候補者の所属党派証明書	別紙様式 4 . . . 17
候補者の通称認定申請書	別紙様式 5 . . . 18
認 定 書	別紙様式 5－1 . . 19

別紙様式 1（候補者届出書（本人届出）様式）

根室市議会議員選挙候補者届出書（本人届出）

ふりがな	こうやま おつお		
候補者氏名	戸籍名を楷書で正確に記載 甲 山 乙 夫		
本 籍	北海道〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		戸籍のとおり正確に記載
住 所	根室市〇〇町〇丁目〇番地		数字は算用数字
生 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日（満〇〇歳）		年齢は選挙期日現在で記載
党 派	無所属	職 業	〇〇株式会社社長 主な職業を一つ選択
一のウェブサイト等のアドレス		http://aaa. bbb. cc	
選 挙	令和3年8月22日執行 根室市議会議員選挙		
添 付 書 類	1 供託証明書 2 宣 誓 書 3 所属党派証明書 4 戸籍の謄本又は抄本 5 通称認定申請書（必要に応じて）		

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和 3 年 8 月 1 5 日 ←

立候補届出の日

氏 名 甲 山 乙 夫

根室市議会議員選挙長 袴 谷 良 憲 様

↑ 本人の署名（印不要）

備考

- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 法第86条の4第4項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
- 令第89条第4項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称) 何々」と記載しなければならない。
- 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、根室市議会議員と兼ねることができない職にある者については、その職名を記載しなければならない。地方自治法第92条の2に規定する関係にある者については、その旨を記載しなければならない。
- 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する、一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別紙様式 2（候補者届出書（推薦届出）様式）

根室市議会議員選挙候補者届出書（推薦届出）

ふりがな	こうやま おつお		
候補者氏名	戸籍名を楷書で正確に記載 甲 山 乙 夫		
本 籍	北海道〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 戸籍のとおり正確に記載		
住 所	根室市〇〇町〇丁目〇番地 数字は算用数字		
生 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日（満〇〇歳） 年齢は選挙期日現在で記載		
党 派	無所属	職 業	〇〇株式会社社長 主な職業を一つ選択
一のウェブサイト等のアドレス	http://aaa. bbb. cc		
選 挙	令和 3 年 8 月 2 2 日 執行 根室市議会議員選挙		
添 付 書 類	1 候補者推薦届出承諾書 5 所属党派証明書 2 選挙人名簿登録証明書 6 戸籍の謄本又は抄本 3 供託証明書 7 通称認定申請書（必要に応じて） 4 宣 誓 書		

上記のとおり推薦届出をします。

令和 3 年 8 月 1 5 日 ← 立候補届出の日

推薦届出者 住 所 根室市〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 乙 野 次 郎 ←推薦届出者の
〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生 署名（印不要）

推薦届出者 住 所 根室市〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 〇 〇 〇 〇 ←推薦届出者の
〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生 署名（印不要）

根室市議会議員選挙長 袴 谷 良 憲 様

備考

- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 法第 8 6 条の 4 第 4 項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
- 令第 8 9 条第 4 項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「（略称）何々」と記載しなければならない。
- 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、根室市議会議員と兼ねることができない職にある者については、その職名を記載しなければならない。地方自治法第 9 2 条の 2 に規定する関係にある者については、その旨を記載しなければならない。
- 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する、一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別紙様式 2－1（候補者の推薦届出の承諾書の様式）

候補者推薦届出承諾書

令和 3 年 8 月 2 2 日 執行の根室市議会議員選挙における候補者となることを承諾します。

令和 3 年 8 月 1 5 日 ← 立候補届出の日

住 所 根室市〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 甲 山 乙 夫 ←本人の署名（印不要）

推薦届出者 乙 野 次 郎 様

選 挙 人 名 簿 登 録 証 明 書

氏 名 乙 野 次 郎

この様式は、選挙長において作成する様式です。

住 所 根室市〇〇町〇丁目〇番地

上記の者は、根室市において令和 3 年 8 月 1 5 日現在における選挙人名簿に登録
されていることを証明する。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

根室市選挙管理委員会委員長 袴 谷 良 憲

別紙様式 3（候補者となることができない者でない旨の宣誓書様式）

宣 誓 書

私は、令和 3 年 8 月 22 日執行の根室市議会議員選挙の期日において公職選挙法第 9 条第 2 項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれること及び同法第 86 条の 8（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第 1 項、第 87 条（重複立候補等の禁止）第 1 項、第 251 条の 2（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第 251 条の 3（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により同選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和 3 年 8 月 15 日 ← 立候補届出の日

住 所 根室市〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 甲 山 乙 夫 ←本人の署名（印不要）

別紙様式4（候補者の所属党派証明書様式）

所 属 党 派 証 明 書

氏 名 甲 山 乙 夫

住 所 根室市〇〇町〇丁目〇番地

上記の者は、本政党（政治団体）に所属する者であることを証明する。

令和 3 年 8 月 1 5 日 ← 立候補届出の日

政党（支部）（政治団体名） ☐ ☐ 政 党

代表者（支部長、責任者）氏名 丁 野 五 郎 ←代表者の署名（印不要）

別紙様式 5（候補者の通称認定申請書様式）

通 称 認 定 申 請 書

ふ り が な
候補者氏名

こうやま おつお
甲 山 乙 夫

ふ り が な
呼 称

やまかわ いちろう
山 川 一 郎

令和 3 年 8 月 2 2 日執行の根室市議会議員選挙において、公職選挙法施行令第 8 9 条第 5 項において準用する第 8 8 条第 8 項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和 3 年 8 月 1 5 日 ← 立候補届出の日

住 所 根室市〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 甲 山 乙 夫

←本人の署名（印不要）

根室市議会議員選挙長 袴 谷 良 憲 様

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足る資料を提示しなければならない。

別紙様式 5－1（認定書様式）

認 定 書

令和 3 年 8 月 1 5 日公職選挙法施行令第 8 9 条第 5 項において準用する第 8 8 条第 8 項の規定により申請のあった通称のことについては、次の呼称は、通称として認定する。

ふ り が な
候補者氏名

この様式は、選挙長において作成する様式です。

ふ り が な
呼 称

令和 年 月 日

根室市議会議員選挙長 袴 谷 良 憲

様

このページは空白です

第 2 候補者注意事項

1 選挙事務所の設置及び届出

- (1) 候補者又は推薦届出者(推薦届出者が数人であるときはその代表者)は、選挙事務所を設置することができます。
- (2) 設置することができる選挙事務所の数は、候補者1人について1箇所です。
- (3) 選挙事務所を設置したときは、設置者は、直ちに「選挙事務所設置(異動)届(別紙様式7)」に所要事項を記載して、選挙長の事務を行う市委員会に届け出てください。選挙事務所に異動があったときも同様に届出が必要です。
- (4) 推薦届出者が選挙事務所を設置した場合における届出書には、その設置について当該候補者の承諾を得たことを証明する承諾書を添付しなければなりません。この場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する代表者証明書を添付しなければなりません。
- (5) 選挙事務所の設置者は、1日につき1回を越えて移動(廃止に伴う設置を含む。)することができません。
- (6) 選挙事務所を表示するためにポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を使用することができます。このうち、ポスター、立札及び看板の類は、縦350cm、横100cm以内、また、ちょうちんの類は、高さ85cm、直径45cm以内という規格上の制限があります。

これらは、いずれも選挙事務所を表示するためにその場所において使用されるものであり、ポスター、立札及び看板の類は3を超えることができません。

また、ちょうちん類は、このほかに1個だけ使用することができます。
- (7) 選挙の当日は、投票所を設けた場所の入口から300m内の区域に選挙事務所を設置しておくことはできません。もし、300m内の区域に設置されている選挙事務所があれば、これを300m以外の区域に移動するか、閉鎖しなければなりません。
- (8) 次の場合には、市委員会から選挙事務所の閉鎖を命ぜられます。
 - ア 選挙事務所を設置することができる者以外の者が選挙事務所を設置したとき。
 - イ 選挙の当日、投票所を設けた場所の入口から300m内の区域に選挙事務所を設置しているとき。
 - ウ 定められた数を超えて選挙事務所を設置しているとき。
- (9) 選挙事務所のほかに休憩所その他これに類似する設備を選挙運動のために設けることは禁止されています。

2 選挙運動用自動車又は船舶及び拡声機の使用

- (1) 候補者は、選挙運動用として、自動車1台又は船舶1隻及び拡声機(携帯用のものを含む。)1そろいの使用が認められており、使用する自動車又は船舶及び拡声機には、市委員会が交付する「表示板」を取り付けなければなりません。

なお、拡声機については、このほか個人演説会(演説を含む。)の開催中、その会場

において別に1そろい使用することができ、この拡声機には「表示板」を取り付ける必要はありません。

- (2)「表示板」は、自動車にあつては冷却器の前面その他外から見やすい個所に、拡声機にあつては送話口の下部に、船舶にあつては操舵室の前面又はこれに準ずる箇所に、その使用中常に掲示しておかなければなりません。
- (3)選挙運動用の自動車又は船舶には、選挙の種類、候補者の氏名、候補者の属する政党、政治団体の名称等を記載したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を取り付けてそのまま運行することができます。

これらのうち、ポスター、立札及び看板の類は、縦273cm、横73cm以内という規格上の制限がありますが、その掲示する数には制限がありません。

また、ちょうちんの類は1個に限られ、規格は選挙事務所の場合と同様です。

- (4)選挙運動用の自動車又は船舶に乗車又は乗船することができる者は、候補者、運転手(1人に限る。)及び船員(人数に制限はない。)を除いて、自動車1台又は船舶1隻について4人を超えてはなりません。
- (5)選挙運動用の自動車又は船舶に乗車又は乗船する者(候補者、運転手及び船員を除く。)は、市委員会が交付する「乗車(船)用腕章」を着けなければなりません。この「乗車(船)用腕章」は、候補者1人について4枚交付されます。
- (6)選挙運動用の自動車又は船舶の上において連呼行為のできる時間は、午前8時から午後8時までに限られ、また、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。
- (7)選挙運動用自動車等の使用経費については、条例で定める範囲内で公費により負担されます。

なお、供託物没収者については、公費負担の適用は受けられません。

詳細については、「第4 選挙運動に関する公費負担」を参照してください。

3 選挙運動用通常葉書

- (1)候補者は、選挙運動の期間内に限り、2,000枚の選挙運動用通常葉書の無料交付を受け、これを頒布することができます。
- (2)選挙運動用通常葉書の交付を受ける場合には、選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」を、日本郵便株式会社北海道支社長の指定する郵便局(以下、「郵便局」といいます。)に提示してください。
- (3)選挙運動用通常葉書を発送するときは、必ず郵便物の配達事務を取り扱う郵便局の窓口にて、選挙長が交付する「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて差し出してください。

なお、受取人の住所、氏名の記載が不完全のため、従来の選挙において相当数配達不能になった例もありますので、宛名ははっきりと記載してください。

- (4) 選挙郵便物の円滑な取扱いをするため、選挙事務所を設置したときは、郵便局長にその旨を通知しておくことが適当です。
- (5) 選挙運動用通常葉書の交付を受けた候補者が立候補を辞退したとき等は、直ちに未使用の葉書を取りまとめ、交付を受けた郵便局に返還しなければなりません。
- (6) 候補者が、(1) に掲げた枚数の全部又は一部の選挙運動用通常葉書の交付を受けない場合は、その交付を受けない枚数に限り、手持ちの日本郵便株式会社が発行する葉書（以下、「通常葉書」といいます。）又は私製葉書を選挙郵便物として使用することができます。

この場合、候補者は、(2) の郵便局に手持ちの通常葉書又は私製葉書を提出し、「候補者用通常葉書使用証明書」を提示して、選挙用である旨の表示を受けなければなりません。

なお、差出方法については(3)と同様です。

4 選挙運動用ポスター等

- (1) 候補者は、たすき、腕章及び腕章の類を使用することができ、候補者が使用している限り、数、規格及び記載内容に制限はありません。

また、これらのものは、身体に着けたまま行動することができます。

- (2) 選挙運動用ポスター（いわゆる「5号ポスター」）は、公営ポスター掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）以外には掲示することができません。
- (3) 選挙運動用ポスターの大きさは、タブロイド型（長さ42cm、幅30cm）以内で、その表面には、掲示責任者及び印刷者の氏名、住所（印刷者が法人であるときはその法人名と所在地）を必ず記載しなければなりません。
- (4) ポスター掲示場は、1投票区内に5箇所以上10箇所以内が設置されます。

ただし、特別の事情がある投票区については、この設置数を増減することがあります。設置場所等についての詳細は、市委員会事務局にお問合せください。

なお、ポスター掲示場にポスターを掲示する場合には、次の事項に注意してください。

ア 候補者1人当たりの掲示区画の大きさは、おおむね縦、横各45cmの正方形になっています。

イ 候補者ポスターを掲示することができる掲示区画の番号は、立候補届出の受理番号と同一であり、これ以外の区画に掲示することはできません。

なお、区画番号は、次のとおり各ポスター掲示場の掲示版の区画の右端上欄を1とし、下欄を2とし、以下順次左の方向へ、上欄から下欄の順に一連番号が付されています。

間違って、自己の掲示区画以外の区画に掲示すると撤去されます。

		3	1	標 題 及 び 注 意 事 項
		4	2	

ウ ポスター掲示場には、立候補届出をしたときから選挙の当日までポスターを掲示しておくことができます。選挙の前日までであれば、別のポスターに貼り替えることも差し支えありません。

- (5) 候補者が使用するポスターの作成経費については、条例で定める額の範囲内で公費により負担されます。

なお、供託物没収者については、公費負担の適用は受けられません。

詳細については、「第4 選挙運動に関する公費負担」を参照してください。

5 選挙運動用ビラ等

- (1) 選挙運動用ビラは、2種類以内で4,000枚まで使用することができます。

ビラの大きさは長さ29.7cm、幅21cm以内で、ビラの表面には、頒布責任者、印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。また、選挙管理委員会が交付する証紙（高さ13mm、幅19mm）を貼らなければ頒布することができません。なお、両面印刷、色刷りも可能です。（作成費は公費負担されます）

頒布は、次に掲げる方法以外することができず、散布することはできません。

①新聞折込みによる頒布

通常の一般紙における新聞折込みのように、定着した販売網を通じて配付される新聞も折込む頒布方法です。（路上や駅頭での立ち売りや臨時の号外など、不特定の者を対象とする新聞への折込みは認められません。）

②選挙事務所内における頒布

公職選挙法第130条等に規定する選挙事務所内にビラを置き、当該選挙事務所を訪れた人に自由に持ち帰らせることができます。

③個人演説会の会場内における頒布

候補者が行う個人演説会の会場内の聴衆に対して頒布することができます。

④街頭演説の場所における頒布

公職選挙法第164条の5の規定に基づいて行われる街頭演説の場所において、聴衆がいる一定の範囲内の人に対して頒布することができます。

6 新 聞 広 告

- (1) 候補者は、選挙運動の期間中、選挙に関して2回、候補者の負担で新聞広告ができます。
- (2) 新聞広告は、候補者1人について横9.6cm、縦2段組以内の寸法で、候補者の希望する新聞に掲載することができます。この広告は記事下に限られ、色刷りは認められません。
- (3) 新聞広告を掲載する際には、選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」を、広告原稿とともに、掲載を希望する新聞社に提出してください。

7 個 人 演 説 会

- (1) 候補者は個人演説会を開催することができ、公営施設を使用して行うものと、公営施設以外の施設を使用して行うものの二つの方法があります。
- (2) 公営施設の使用は、候補者1人について同一施設（設備を含む。）ごとに1回に限り無料です。同一施設を2回以上使用する場合には、2回目から料金を納めなければなりません。

この場合は、その施設の管理者が公表した候補者が納付すべき費用の額を、あらかじめその管理者に納めてください。
- (3) 候補者が公営施設を使用して個人演説会を開催しようとするときは、「個人演説会開催申出書」（別紙様式8）に所要の事項を記載して、開催予定日前2日までに市委員会に申し出てください。
- (4) 個人演説会場においては、その演説会の開催中その会場の外にポスター、立札及び看板の類は会場ごとに通じて2、ちょうちんは1個を掲げることができます。

なお、このポスター、立札及びちょうちん、看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

また、会場の内部にもポスター、立札及び看板の類を掲げることができ、その数及び規格の制限はありませんが、ちょうちんは会場内か会場外のいずれか1個に限られています。

さらに、屋内の会場内部において演説会の開催中に映写等の類を掲示することができます。
- (5) 個人演説会開催中に会場の外で利用できるポスター、立札、ちょうちん及び看板の類の規格は、選挙運動用の自動車又は船舶に取り付けることのできるポスター等と同じです。
- (6) 公営施設の使用時間については、1回について5時間以内とされています。
- (7) 選挙運動の期間中に他の選挙の投票が行われる場合、その選挙の当日には、その投票所を設けた場所の入口から300m以内の区域においては、午前0時から当該投票所

を閉じる時刻までの間は、個人演説会を開催することができません。

8 街頭演説

- (1) 候補者が街頭演説を行うときは、演説者がその場所にとどまってしなければなりません。したがって、道路を歩行しながらする演説や、走行する自動車の上からする演説（いわゆる「流し演説」）は行うことができません。
- (2) 街頭演説を行う場合には、市委員会が交付する標旗（1本を交付）を必ず掲げていなければなりません。
- (3) 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者、運転手及び船員を除き、15人を超えてはなりません。
また、この者は、市委員会が交付する腕章（乗車（船）用腕章4枚、選挙運動員用腕章11枚を交付）を着用しなければなりません。
- (4) 街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に限ってすることができます。
なお、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。
また、長時間にわたり、同一の場所にとどまって街頭演説をすることのないように努めなければなりません。
- (5) 他の選挙の選挙期日である場合には、前記6「個人演説会」の（7）と同様の制限がありますから注意してください（法165の2）。

9 選挙運動費用の法定制限額

選挙運動に関する費用の制限額は、候補者1人について次のとおりです。

法定支出制限額 ＝ 告示日における選挙人名簿登録者数÷議員定数（16人）
×人数割額（501円）＋固定額（220万円）
（百円未満の端数があるときは、その端数は百円とします。）

・市議会議員選挙 選挙人名簿登録者数÷16人×501円＋220万円＝法定制限額

10 出納責任者の選任及び届出

- (1) 候補者は、その選挙運動に関する収入及び支出の責任者、すなわち出納責任者1人を選任しなければなりません。
なお、候補者が自ら出納責任者となることもできますし、推薦届出者が当該候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは推薦届出者が、当該候補者の承諾を得て自ら出納責任者となることもできます。
出納責任者を選任した者（自ら出納責任者となった者を含む。）は、直ちに「出納責任者選任（異動）届」（別紙様式9）に所要の事項を記載して、選挙長の事務を行う市

委員会に届け出てください。

- (2) 推薦届出者が、候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは推薦届出者が当該候補者の承諾を得て、自ら出納責任者となった場合は、その選任について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添付しなければなりません。また、推薦届出者が選任した場合において、推薦届出者が数人あるときは、あわせてその代表者であることを証明する「代表者証明書」を添付しなければなりません。
- (3) 出納責任者の異動（解任、辞任又は死亡）があったときは、その旨を直ちに「出納責任者選任（異動）届」（別紙様式9）に所要の事項を記載して、選挙長の事務を行う市委員会に届け出てください。
- (4) 出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、その職務を代行する者は、直ちに「出納責任者職務代行開始（終了）届」（別紙様式10）に所要の事項を記載して、選挙長の事務を行う市委員会に届け出てください。

また、職務代行を終了したときも同様に届け出てください。

- (5) 出納責任者の選任、異動及び職務代行者の届出は、その届出書類を郵便で差し出す場合は、引受時刻証明の取扱いで差し出したときに限り発信主義を採用し、これを日本郵便株式会社に託したときをもって、その届出があったものとみなされます。

なお、引受時刻証明以外の取扱いで差し出した書留郵便若しくは普通郵便又は持参して届け出る場合は、到達主義がとられています。

- (6) 出納責任者（職務代行を含む。）は、出納責任者の選任の届出（異動及び職務代行の届出を含む。）がなされた後でなければ、候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもってするを問わず、候補者のために寄附を受け又は支出をすることができません。

11 選挙運動の実費弁償及び報酬

- (1) 候補者が、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額（支給できる限度額）は、次のとおりです。

ア 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額

- (ア) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- (イ) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- (ウ) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- (エ) 宿泊料 1夜につき12,000円（食料2食分を含む。）
- (オ) 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
- (カ) 茶菓料 1日につき500円

イ 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額

- (ア) 基本日額 10,000円

- (イ) 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- ウ 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
- (ア) 鉄道賃、船賃及び車賃 アの(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる額
- (イ) 宿泊料(食事料を除く。) 1夜につき10,000円
- (2) 選挙運動に従事する者又は選挙運動のために使用する労務者に対し、弁当を提供した場合には、その者に支給することができる弁当料の額又は報酬の基本日額は、(1)のア又はイに掲げられた1日についての弁当料の額又は報酬の基本日額から弁当の実費に相当する額を差し引いたものが支給されることになります。
- (3) 候補者は、選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動用の自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に対しては、(1)のアに掲げる実費弁償のほか1人1日につき次の金額を限度として、選挙長の事務を行う市委員会に届け出た者に限り、報酬を支給することができます。
- ア 選挙運動のために使用する事務員 10,000円
- イ 専ら選挙運動用の自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。)のために使用する者 15,000円
- 報酬の支給を受けることができる者は、立候補届出の日から選挙の期日の前日までの間に限り、1日9人以内であり、また、期間中45人まで異なる者を届け出て、報酬を支給することができます。
- (4) 報酬を支給することができる者の届出は、その者を使用する前に、「報酬を支給する者の届出書」(別紙様式11)に所要の事項を記載し、選挙長の事務を行う市委員会に届け出てください。
- (5) 報酬を支給することができる者の届出を郵便で差し出す場合は、引受時刻証明の取扱いで差し出したときに限り発信主義を採用し、これを日本郵便株式会社に託したときをもってその届出があったものとみなされます。
- なお、引受時刻証明以外の取扱いで差し出した書留郵便若しくは普通郵便又は持参して届け出る場合は、到達主義がとられています。

12 選挙運動に関する収支報告書の提出

- (1) 出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄付及びその他の収入並びに支出で、次に掲げる一切のものを精算の上、市委員会が交付する収支報告書に記載し、選挙期日から15日(月日)以内に、選挙長の事務を行う市委員会に1部提出してください。
- ア 選挙期日の告示の日の前日(月日)までになされた寄附及びその他の収入並びに支出
- イ 選挙期日の告示の日(月日)から選挙期日(月日)までになされた寄附及びその

他の収入並びに支出

ウ 選挙期日の経過後、収支報告書の提出までになされた寄附及びその他の収入並びに支出

(2) 次の支出は、選挙運動に関する支出とみなされないので、選挙運動費用に算入する必要はありません。

ア 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

イ 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

ウ 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出

エ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

オ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

カ 選挙運動用の自動車及び船舶を使用するために要した支出

なお、供託金は、当然選挙運動費用でないと解されています。

(3) (1) ア～ウの精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に、(1)に準じて収支報告書を提出してください。

(4) 収支報告書を提出するときは、領収書その他の支出を証すべき書面の写しを1部添付してください。

なお、領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」又は「振込明細書に係る支出目的書」及び振込明細書の写しを提出してください。

(5) 収支報告書の「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用ポスターの作成）その他参考となる事項を記載してください。

13 選挙に関する届出等の時間

市委員会、選挙長等に対してする届出、請求、申出その他の行為は、告示日の午前8時30分から午後5時までの間にしなければなりません。

(参 考)

根室市議会議員選挙における選挙運動の概要

種 類		内 容	根拠法令
選 挙 事 務 所	設 置 数	1 箇所（移動は1日1回）	法 131
	表示用ポスター、 立札、看板の類	選挙事務所ごとに通じて3枚以内（規格 350cm×100cm 以内） 他に、ちょうちん1個（規格 高さ85cm×直径45cm 以内）	法 143
選 挙 運 動 用 自 動 車	使 用 台 数	1 台（市委員会交付の表示板取り付け）（車種制限あり）	法 141
	ポ ス タ ー 、 立 札、看板の類	数の制限なし（規格 273cm×73cm 以内） 他に、ちょうちん1個（規格 高さ85cm×直径45cm 以内）	法 143
	乗 車 人 数	候補者、運転手を除き4人以内（市委員会交付の腕章着用）	法 141 の 2
拡 声 機 （携帯用のものを含む）		1 そろい（市委員会交付の表示板取り付け） 他に個人演説会（演説を含む）開催中、その会場で1 そろい	法 141
選 挙 運 動 用 通 常 葉 書		2, 0 0 0 枚（郵送料無料）	法 142
イ ン タ ー ネ ッ ト 等 を 利 用 し た 選 挙 運 動	ウ ェ ブ サ イ ト 等	選挙運動期間中、文書図画を頒布することができる ただし、ウェブサイト等には連絡用のメールアドレス等を正しく表示させておかなければならない	法 142 の 3
	電 子 メ ー ル	選挙運動期間中、選挙運動用電子メール送信者に対し電子メールアドレスを自ら通知した者のうち、選挙運動用電子メールの送信に同意した者、又は政治活動用電子メールを継続的に受信している者で、選挙運動用電子メールの送信を拒否しない者に対して、文書図画を頒布することができる ただし、頒布する文書図画に、選挙運動用電子メールであること、選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称、送信拒否ができること、送信拒否の通知を行う際に必要となる電子メールアドレス等を正しく表示しなければならない また、選挙運動用電子メール受信者が電子メールアドレスを、選挙運動用電子メール送信者に対し、自ら通知したこと等の事実を証する記録を保存しておかなければならない	法 142 の 4
選 挙 運 動 用 ポ ス タ ー		ポスター掲示場に各1枚掲示できる（選挙当日を除き貼替え可） （規格 タブロイド型（42cm×30cm 以内））	法 143、144 144 の 2
選 挙 運 用 用 ビ ラ		選挙管理委員会に届け出た2種類以内4, 0 0 0 枚 （規格 29.7cm×21cm 以内）※選挙管理委員会交付の証紙を添付	法 142
候 補 者 の 着 用 す る も の		たすき、胸章、腕章の類を使用できる（数量、規格の制限なし）	法 143
新 聞 広 告		2回以内（有料）（規格 横9.6cm 縦2段組以内）	法 149

種 類		内 容	根拠法令
個 人 演 説 会	回 数 等	回数制限なし 公営施設については、同一施設につき1回無料 (開催の2日前までに開催地の市委員会に開催申出) 民間施設は自由	法 161 161 の 2 163 164
	演 説 会 場 用 ポ ス タ ー 、 立 札、看 板 の 類	会場外 ポスター、立札又は看板の類は2枚以内 (規格 273cm×73cm 以内) 会場内 ポスター、立札及び看板の類は数及び規格の制限なし 他に、ちょうちんは、会場内部、外部を通じて1個以内 (規格 高さ 85cm×直径 45cm 以内)	法 143、
街 頭 演 説		回数制限なし ・ 時間 午前8時から午後8時まで ・ 人数 候補者、運転手を除き15人以内 (市委員会交付の標旗掲示、腕章着用)	法 164 の 5 164 の 6 164 の 7
連 呼 行 為		個人演説会場及び街頭演説の場所並びに午前8時から午後8時までの間に限り、選挙運動用自動車又は船舶上のできる	法 140 の 2
禁 止 さ れ て い る 事 項		・ 休憩所等の設置 (法 133) ・ 戸別訪問 (法 138) ・ 署名運動 (138 の 2) ・ 人気投票の公表 (法 138 の 3) ・ 飲食物の提供 (法 140) ・ 氣勢を張る行為 (法 140) ・ 脱法文書の頒布又は掲示 (法 146) ・ あいさつ状 (答礼自筆のものを除く) (法 147 の 2) ・ 新聞紙、雑誌の不法利用等 (法 148 の 2) ・ あいさつを目的とする有料広告 (法 152) ・ 第三者の主催する演説会 (法 164 の 3) ・ 選挙期日後のあいさつ行為 (法 178)	

このページは空白です

様

式（記載例等）

選挙事務所設置（異動）届	別紙様式 7 . . . 34
承 諾 書（別紙 1）	別紙様式 7－1 . 35
代表者証明書（別紙 2）	別紙様式 7－2 . 36
個人演説会開催申出書	別紙様式 8 . . . 37
出納責任者選任（異動）届	別紙様式 9 . . . 38
承 諾 書（別紙）	別紙様式 9－1 . 39
出納責任者職務代行開始（終了）届	別紙様式 10 . . . 40
報酬を支給する者の届出書	別紙様式 11 . . . 41

別紙様式 7 (選挙事務所設置(異動)届様式)

選挙事務所設置~~(異動)~~届

1 選挙名	令和3年8月22日執行 根室市議会議員選挙		
2 選挙事務所の設置場所	異動前	根室市〇〇町〇丁目〇番地 電話 〇〇 局 〇〇〇〇 番	
	異動後	電話 〇〇 局 〇〇〇〇 番	
3 設置 (異動) 年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
4 候補者氏名	甲 山 乙 夫		
5 推薦届出者(推薦届出代表者)氏名	乙 野 次 郎 推薦届出の場合のみ記載		
6 連絡責任者氏名	四 島 架 橋		

上記のとおり届け出ます。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

根室市選挙管理委員会委員長 袴谷 良憲 様

本人届出の場合は「候補者名の直筆」
推薦届出の場合は「推薦届出者名の直筆」
(印不要)

届 出 人 〇 〇 〇 〇

備考

- 1 候補者が、この届出をするときは、推薦届出者(推薦届出代表者)氏名欄は、記載する必要がないこと。
- 2 推薦届出者がこの届出をするときは、別紙1による候補者の承諾書を添付すること。
なお、推薦届出者が数人ある場合には、その代表者であることを証明する別紙2による代表者証明書を併せて添付すること。
- 3 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

承 諾 書

選挙事務所設置場所

根室市 ○○ 町 ○○ 丁目 ○○○ 番地

上記の場所に選挙事務所を設置することを承諾します。

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

推 薦 届 出 者
(推薦届出代表者)

乙 野 次 郎 様

候 補 者 甲 山 乙 夫

←本人の署名(印不要)

代 表 者 証 明 書

住 所 根室市 〇〇 町 〇〇 丁目 〇〇〇 番地

氏 名 乙 野 次 郎

上記の者は、根室市議会議員選挙候補者 甲山 乙夫 の推薦届出者の代表者であることを証明します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

候 補 者 甲 山 乙 夫 推薦届出者

候補者名を記載

住 所 根室市 〇〇 町 〇〇 丁目 〇〇〇 番地

氏 名 花 咲 一 郎

←推薦届出者の
署名（印不要）

住 所 根室市 〇〇 町 〇〇 丁目 〇〇〇 番地

氏 名 弁 天 太 郎

←推薦届出者の
署名（印不要）

住 所 根室市 〇〇 町 〇〇 丁目 〇〇〇 番地

氏 名 島 ふくろう

←推薦届出者の
署名（印不要）

別紙様式 8（個人演説会開催申出書様式）

個人演説会開催申出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

根室市選挙管理委員会委員長 袴 谷 良 憲 様

住 所 根室市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

党 派 〇〇△△党 又は 無所属

候補者 甲 山 乙 夫 ←本人の署名（印不要）

電 話 〇〇局 〇〇〇〇 番

次のとおり、個人演説会を開催したいので、公職選挙法第 163 条の規定により申し出ます。

記

- 1 選 挙 名 令和 3 年 8 月 22 日 執行 根室市議会議員選挙
- 2 開催の日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 午前（後） 〇〇時〇〇分から
午前（後） 〇〇時〇〇分まで
- 3 使用する施設の名称 〇〇〇〇〇〇〇会館
- 4 今回の選挙において既にこの施設を使用した回数 〇 回
- 5 その他の事項

備考 1 「5 その他の事項」は、候補者等が共同して個人演説会を開催する場合及び候補者等が自ら設備をする場合の程度等を記載すること。

2 候補者本人又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別紙様式 9 (出納責任者選任届様式)

出納責任者選任~~(異動)~~届

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

根室市選挙管理委員会委員長 袴谷 良憲 様

推薦届出以外は、二重線で消すこと

候補者 (候補者 甲山 乙夫 推薦届出者)

住 所 根室市〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 乙 野 次 郎

電 話 〇 〇 局 〇 〇 〇 〇 番

← 推薦届出者の
署名 (印不要)

次のとおり出納責任者を選任~~(異動)~~したので届け出をします。

記

選 挙 名	令和 3 年 8 月 2 2 日 執行 根室市議会議員選挙		
候 補 者 氏 名	甲 山 乙 夫		
出 納 責 任 者	氏 名	月 山 一 郎	
	住 所	根室市〇〇町〇丁目〇番地 電 話 〇 〇 局 〇 〇 〇 〇 番	
	職 業	会 社 員	
	生 年 月 日	大正・昭和・平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
選任 (異動) 年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
前出納責任者氏名			

備考

- 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任 (異動) について、候補者の承諾を得たことを証明する書面 (別紙) を添付すること。
なお、推薦届出者が出納責任者を選任した場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添付すること。
- 「前出納責任者氏名」欄は、異動の場合に記載すること。
- 前任者の解任又は辞任についての法 1 8 1 条の規定による通知があったことを証明する書面 (文書による通知の写し) を添付すること。
- 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

承 諾 書

住 所 根室市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

氏 名 月 山 一 郎

上記の者を出納責任者に選任することを承諾します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

推 薦 届 出 者 乙 野 次 郎 様

候 補 者 甲 山 乙 夫

←本人の署名（印不要）

別紙様式 10 (出納責任者職務代行開始(終了)届様式)

出納責任者職務代行開始~~(終了)~~届

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

根室市選挙管理委員会委員長 袴谷 良憲 様

推薦届出以外は、二重線で消すこと

候補者(候補者 推薦届出者)

住 所 根室市〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 甲 山 乙 夫

電 話 〇〇局 〇〇〇〇 番

←本人の署名
(印不要)

次のとおり出納責任者の代行を選任~~(異動)~~したので届け出をします。

記

選 挙 名	令和3年8月22日執行 根室市議会議員選挙
候 補 者 氏 名	甲 山 乙 夫
出 納 責 任 者 氏 名	月 山 一 郎
職 務 代 行 者	氏 名 甲 山 乙 夫
	住 所 根室市〇〇町〇丁目〇番地 電 話 〇〇局 〇〇〇〇 番
	職 業 〇〇〇株式会社 社 長
	生 年 月 日 大正・昭和・平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
職 務 代 行 開 始 (終了) の理由	〇〇により、出納責任者が欠けたため。
職 務 代 行 開 始 (終了) 年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
推 薦 届 出 者 氏 名	

備考

推薦届出者が職務を代行する場合には、候補者の承諾を得たことを証明する書面を添付すること。

また、この場合に、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添付すること。

別紙様式 1 1 (報酬を支給する者の届出書様式)

報酬を支給する者の届出書

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

根室市選挙管理委員会委員長 袴谷 良憲 様

根室市議会議員選挙

候補者 甲 山 乙 夫

←本人の署名
(印不要)

公職選挙法第 1 9 7 条の 2 第 2 項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

記

氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
選管 花子	根室市〇〇町〇丁目〇番地	00	女	事務員	R00. 00. 00 ~H00. 00. 00	
歯舞 順子	根室市〇〇町〇丁目〇番地	00	女	車上運動員	R00. 00. 00 ~H00. 00. 00	
千島 和男	根室市〇〇町〇丁目〇番地	00	男	手話通訳者	R00. 00. 00 ~H00. 00. 00	

備考

- 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第 1 4 1 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と記載すること。
- 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載すること。
- 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

このページは空白です

第3 候補者注意事項

(インターネット選挙運動)

インターネット等を利用した選挙運動

平成25年の参議院議員通常選挙から、国政選挙をはじめ地方選挙においてもインターネット等を使った選挙運動ができるようになっております。

有権者及び候補者・政党等は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用した選挙運動をすることができます。

ただし、電子メール（SMTP方式及び電話方式）を利用した選挙運動は、候補者・政党等にのみ認められており、一般の有権者には認められていません。

インターネット選挙運動の主なものは、次のとおりです。

（１）候補者ができること

ア ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁

候補者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、SNS（ツイッターやフェイスブック等）、動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画等）、動画中継サイト（Ustream、ニコニコ動画の生放送等）等を利用して、選挙運動ができるようになりました。

この場合、ウェブサイト等には、候補者の電子メールアドレス等を表示することが義務づけられています。

なお、選挙期日の前日までにウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、当日もそのままにしておくことができます。ただし、選挙期日当日の更新はできません。

イ 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁

候補者に限り、電子メールを利用して選挙運動用文書図画を頒布することができます。

選挙運動用電子メールは、あらかじめ「その送信を求める旨」又は「その送信に同意する旨」を候補者に対し、受信者自ら通知した場合に限り送信することができます。

候補者は、「送信しないように求める旨」の通知を受けたときは、送信することはできません。

候補者は、上記の「メール送信を求める旨」又は「メール送信を同意する旨」について、事実を証する一定の記録の保存が義務づけられています。

※事実を証する一定の記録の例※

- ・ 受信者本人から送信された「メール送信を求める旨」の電子メール
- ・ 送信の申込みが記載された書面 など

また、選挙運動用電子メールで送信される文書図画には、候補者の氏名・名称や

電子メールアドレス等一定事項の表示が義務づけられています。

ウ インターネット等を利用した選挙期日後のあいさつ行為の解禁

選挙期日後に当選又は落選に関して、選挙人にあいさつをする目的をもって行う行為のうち、「インターネット等を利用する方法」により行われる文書図画の頒布が解禁されました。

したがって、選挙期日後、候補者のホームページ等において、当選又は落選に関するあいさつを記載することや電子メールを利用して、当選又は落選に関するあいさつをすることができるようになりました。

なお、このあいさつ行為は、インターネット等を利用した場合に限り解禁されたもので、自筆の信書・答礼を除き、当選又は落選に関し、選挙人へのあいさつ行為は、これまでどおり禁止されています。

エ 屋内の演説会場内における映写の解禁等

屋内の演説会場において、選挙運動のために行う映写等は解禁されるとともに、屋内の演説会場におけるポスター、立札及び看板の類についての規格等の制限が撤廃されました。

これにより、演説会場において候補者をスクリーンに映写しながら政策を訴えるといったことが可能となりました。

なお、演説会場外におけるポスター、立札及び看板の類、ちょうちんについての規格等の制限は、これまでどおりです。

オ その他

(7) 立候補届出書に記載されたウェブサイト等のアドレスは、市委員会のホームページに掲載されます。

(1) 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等

選挙運動のための有料インターネット広告については、禁止されています。

なお、選挙運動のほか、候補者又は後援団体によるあいさつを目的とする有料インターネット広告も禁止されています。

(2) 有権者ができること

有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、SNS（ツイッターやフェイスブック等）、動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画等）、動画中継サイト（Ustream、ニコニコ動画の生放送等）等を利用して、候補者を応援すること等ができるようになりました。

この場合、ウェブサイト等には、その掲載者の電子メールアドレス等を表示することが義務づけられています。ただし、電子メールを使つての選挙運動は禁止されています。

(参 考)

インターネット等を利用した選挙運動・政治活動の 可 否 一 覧（市長選・市議選）

		政党等	候補者	一 般 有権者	表 示 義 務	備 考
ウェブサイト 等を用いた 選 挙 運 動	ホームページ、ブログ等	○	○	○	電子メールアドレス、 返信用フォームの URL、 ツイッターのユーザー名等	・選挙期日 の前日まで更新可 ・選挙期日 の表示可
	S N S（フェイスブック、 ツイッター等）※ 1	○	○	○		
	政策動画のネット配信	○	○	○		
電子メールを 用 いた 選 挙 運 動	選 挙 運 動 用 電 子 メール の 送 信	○	○	×	・選挙運動用電子メール である旨 ・送信者の氏名又は 名称 ・選挙運動用電子メール の受診拒否ができる 旨 ・電子メールアドレス等	
	選挙運動用ポスターを添 付した電子メールの送信	○	○	×		
	送信された選挙運動用 電 子 メール の 転 送	※2	※2	×		
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用 電子メールに添付された選挙運動用 ポスターを紙に印刷して頒布		×	×	×		
ウェブサイト等・電子メールを 用 いた 落 選 運 動		○	○	○	・ウェブサイト等の場合 電子メールアドレス等 ・電子メールの場合 電子メールアドレス等 氏名又は名称	
ウェブサイト等・電子メールを 用いた落選運動以外の政治活動		○	○	○		
有料インター ネット広告	選 挙 運 動 用 の 広 告	×	×	×		
	選 挙 運 動 用 ウェブ サイトに直接リンク する 広 告	※3	×	×		
	あいさつを目的とする 広 告	×	×	×		

※1 メッセージ機能を含む。

※2 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要。

※3 確認団体のみ。

このページは空白です

第4 選挙運動に関する公費負担

公費負担制度は、お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを目的に導入されたもので、候補者が行う特定の選挙運動に係る経費について、公費で負担（国民負担）するとしたものです。

したがって、公費負担の手続きにあたりましては、法令に沿って厳格に実施される必要がありますので、次の説明をよくお読みくださるようお願いいたします。

1 公費負担の種類

候補者の行う選挙運動のうち、次のものは公営経費の負担（以下、「公費負担」といいます。）が行われます。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ポスターの作成
- (3) 選挙運動用ビラの作成

このうち(1) 選挙運動用自動車の使用は、契約の種類によって

- | | | |
|---------------|---|----------------------|
| ア 一般運送契約 | } | に分かれ、一般運送契約以外の契約は、更に |
| イ 一般運送契約以外の契約 | | |
| (ア) 自動車借入契約 | } | に分かれます |
| (イ) 燃料供給契約 | | |
| (ウ) 運転手雇用契約 | | |

2 公費負担の事務手続き

これらの公費負担の適用を受けるためには、業者等と適法な契約を締結し、法令に規定されている所定の手続を経ることが必要ですので、候補者及び業者の方々は法令の規定を遵守してください。

まず、これら2種類の公営制度に共通する事項から説明します。

(1) 有償契約の締結と届出

候補者は、業者等と有償契約を締結し、その旨を選挙長の事務を行う市委員会に届け出なければなりません。

したがって、無償契約の場合や候補者が自己の所有する自家用車を使用したような場合には、公費負担の対象となりません。

届出は文書により行う必要があります。そのため、契約に当たっては、契約の内容（契約の当事者、期間、枚数、単価、金額等）を明らかにした契約書を56

ページ以降の別添様式に準じて作成してください。

なお、契約の内容及び候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされていれば、使用（作成）申込請書というようなものであっても差し支えありません。

届出は、契約の締結後直ちに（立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）文書により、契約書の写しを添付し、行ってください。

また、届出後に契約を解除し又は内容を変更したときは、直ちにその解除又は内容の変更を証するに足る書面の写しを添えて、その旨を文書で届け出てください。この場合、（５）の確認書の交付を既に受けているときは、当該確認書を返還してください。

（２）公費負担の適用

供託物が没収されることになった候補者に係る契約については、公費負担の適用はありません。

公費負担制度の適用を受けるため（１）の契約及び届出等の手続きを進めていても、選挙の結果、得票数が供託物没収点に達せず、供託物が没収されることになった候補者に係る契約については、公費負担の適用はありません。

この場合の契約に基づく業者等への支払いは、全額候補者が行わなければなりません（業者等は、経費の支払いを候補者に請求してください。）。

$$\text{供託物没収点とは } \frac{\text{有効投票の総数}}{\text{定数}} \times \frac{1}{10} \text{ のことです。}$$

（３）公費負担の限度等

１人の候補者についての公費負担の額には、公費負担の種類ごとに限度額が定められています。

限度額を超えて契約を締結することは差し支えありませんが、限度額を超える部分については、候補者が負担しなければなりません。契約の締結に当たっては、この公費負担限度額を超える部分及び（２）の供託物が没収されることになった場合の当該経費に関しては、候補者が支払う旨の条項を定めておくことが適当です。

（４）選挙運動費用への算入

選挙運動用自動車の使用に要した経費については、一切選挙運動に関する支出でないものとみなされますので、候補者の選挙運動費用に算入する必要がありますが、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に係る公費負担分につい

ては、算入しなければなりません。

また、契約金額が公費負担の限度額を超えたり供託物が没収されることになったため、候補者が負担しなければならない額についても同様です。

なお、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に係る公費負担分については、選挙運動用費用収支報告書を提出する際、「参考」欄、「支出のうち公費負担相当額」欄及び「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」にも記載してください。

また、収入については、公費負担分は候補者を通じることなく直接業者等に支払われますから、この額は、選挙運動に関する収入として計上する必要がありません。

（５）確認書の交付・提出

次の契約については、候補者は、業者等ごとに当該契約に係る金額又は枚数が法定の公費負担の範囲内であることについて、選挙長の事務を行う市委員会に申請を行い、確認書の交付を受け、当該確認書を業者等に提出しなければなりません。

ア 選挙運動用自動車の使用のうち燃料供給契約

イ 選挙運動用ポスターの作成

ウ 選挙運動用ビラの作成

この事務手続の目的は、当該契約に係る金額又は枚数が法定の公費負担の範囲内であることを確認し、後日の公費負担を保証するためのものです。

確認申請は、契約業者等ごとに行うものです。確認申請書の提出は、業者等と契約を締結した後（１）の届出に併せて行ってください。確認書の交付に係る事務は、選挙長の事務を行う市委員会で行います。

候補者は、交付を受けた確認書を（６）で説明する証明書と併せて業者等へ提出してください。確認書と証明書は、後日、業者等が公費負担を請求する際に用います。

なお、確認書は再発行しませんから、大切に保管してください。

（６）契約内容の証明

候補者は、業者等ごとに契約内容を証明する証明書を作成し、業者等に提出しなければなりません。この事務手続は、すべての契約について必要です。

証明書は、業者等の債務の履行が完了した後に作成することになります。市が業者等に公費を支払う時に確認書類として使用しますので、市委員会に届け出た契約に基づいて履行されたものかどうかを、よく確認した上で証明書を作成してください。（５）で説明した確認制度のあるものについては、選挙長の事務を行う

市委員会で交付を受けた確認書を併せて業者等に提出してください。証明書は、後日、業者等が公費負担を請求する際に用います。

なお、選挙運動用自動車使用証明書（自動車の借入契約又は運転手の雇用契約の場合に限る。）を作成する場合は、契約期間中の各日ごとの運送等金額又は報酬の額を明記してください。

また、燃料の使用証明書には、燃料供給業者から給油時に発行される給油伝票の写しの添付が必要となりますのでご注意願います。

（７）公費の支払い

公費は、業者等からの請求に基づき、選挙期日後に直接業者等に対して支払われます。

業者等は、選挙の期日後速やかに、市長宛の請求書を（５）、（６）で説明した確認書及び証明書を添付して、選挙長の事務を行う市委員会に提出してください。

なお、請求書の作成にあたっては、次の事項について十分確認してください。

ア 請求内容が候補者と締結した契約に基づき、履行したものであること。

イ （５）で説明した確認書の範囲内の請求であること。

ウ （６）で説明した候補者作成の証明書と請求内容及び請求額に誤りがないこと。

市は、業者等に対して銀行口座振込みの方法により支払います。

請求書（選挙運動用自動車の使用のうち、自動車の借入契約又は運転手の雇用契約の場合に限る。）の記載に当たっては、各日ごとの請求金額を明記してください。

なお、支払いの時期は、選挙期日後で供託物没収関係が確定した日以降となっていますので、契約時にこの旨業者等に説明してください。

３ 選挙運動用自動車の使用

選挙運動用自動車の使用に関する契約は、一般運送契約と一般運送契約以外の契約に分けられます。

（１）一般運送契約

一般運送契約とは、一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法３Ⅰハ）との運送契約のことで、自動車、燃料及び運転手込みで自動車を借り切って旅客を運送するいわゆるハイヤー方式の契約です

一般乗用旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣から事業の免許を受けた業者に限られ、これ以外の者との契約を締結することはできません。契約書には１日当たりの借上げ金額を必ず明示してください。

この契約により、同一の日において、2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合は、候補者が指定するいずれか1台に限って公費負担の対象となり、その指定は、候補者が運送事業者等に提出する選挙運動用自動車使用証明書により行うことになっています。

また、同一の日において、この契約と（2）の一般運送契約以外の契約のいずれもが締結されているときは、当該日については、候補者が指定するいずれかの契約に限って公費負担の対象となり、その指定は、選挙運動用自動車使用証明書により行うことになっています。

なお、距離制料金によるタクシーの使用は、手続等において種々問題があるので、なるべく避けるようにしてください。また、同一の日において、この一般運送契約と次の（2）の一般運送契約以外の契約を締結することも、同様の理由から避けるようにしてください。

公費負担の額は、「契約ごとに選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（限度額1日64,500円）の合計額」です。

（2）一般運送契約以外の契約

一般運送契約以外の契約は、次の3種類に分けられます。

これらの契約の相手方が、公費負担を受けようとする候補者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者である場合には、公費負担を受けることはできません。

したがって、例えば、自動車借入契約の相手方が候補者と生計を一にしている候補者の夫人であるときは、夫人が自動車の貸出しを業としていない限り、自動車の使用について公費負担を受けることはできません。

ア 自動車借入契約

自動車借入契約とは、自動車のみを借入れる、いわゆるレンタル方式による契約です。

契約の相手方は、一般的にはレンタル業者ですが、候補者の知人等が所有するマイカーを借りる場合でも契約できます。なお、当該契約に係る業務が反復、継続的なものでないなど、業として行うものでないものについては、国土交通大臣の許可は不要となっています。

この契約により同一の日において2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合は、候補者が指定するいずれか1台に限って公費負担の対象となり、その指定は、候補者が契約の相手方に提出する選挙運動用自動車使用証明書において行うことになっています。

公費負担の額は、「契約ごとに選挙運動用自動車として使用された各日につい

てその使用に対し支払うべき金額（限度額 1 日 15,800 円）の合計額」です。

イ 燃料供給契約

燃料供給契約とは、選挙運動用自動車に使用する燃料の供給契約です。

公費負担を受けられるのは、業者等と契約し、市委員会に届け出た選挙運動用自動車に限られます。選挙運動用自動車に伴走する車等への給油は公費負担の対象となりませんので、給油の際には十分注意してください。

この契約については、契約の都度、届出の上、公費負担額の範囲内であることの確認を受ける必要がありますが、ガソリンスタンドごとに契約した場合は事務手続が非常に煩雑になりますので、できる限り選挙区内にチェーン店を有する業者と一括して契約することが適当です。

公費負担の額は、「契約ごとの当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（7,560 円に立候補の届出のあった日から選挙の期日の前日までの日数（同一の日において（１）の一般運送契約が締結されている場合には、当該日数を控除した日数）を乗じて得た金額の範囲内であることにつき、市委員会で確認を受けた金額）」です。

なお、市に支払請求される際には、燃料供給業者から給油時に発行される給油伝票の写しが必要となりますので、ご注意願います。

ウ 運転手雇用契約

運転手雇用契約とは、選挙運動用自動車を運転する人を雇用する契約です。

運転手が会社等の使用人である場合にあって、契約は直接当該運転手と行うようにしてください。

同一の日において 2 人以上の運転手が雇用される場合には、候補者が指定するいずれか 1 人に限って公費負担の対象となり、その指定は候補者が当該運転手に提出する選挙運動用自動車使用証明書において行うことになっています。

公費負担の額は、「契約ごとに運転業務に従事した各日について支払うべき報酬金額（限度額 1 日 12,500 円）の合計額」です。

4 選挙運動用ポスターの作成

契約の相手方は、ポスターの作成を業とする者です。

公費負担の額は、契約ごとに「1 枚当たり作成単価×作成枚数」です。

作成単価には、次の限度額が設けられており、実際の作成単価がこの限度額を超えるときは、当該限度額が作成単価とされます。

$$\text{作成単価} = \frac{525 \text{ 円 } 06 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数 (134)} + 142,500 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数 (134)}}$$

(1円未満の端数は切り上げて1円にします。)

作成枚数は、ポスター掲示場数(134)×1.2=161枚を限度とします。

5 選挙運動用ビラの作成

契約の相手方は、ビラの作成を業とする者です。

公費負担の額は、契約ごとに「1枚当たり作成単価×作成枚数」です。

作成単価には、次の限度額が設けられており、実際の作成単価がこの限度額を超えるときは、当該限度額が作成単価とされます。

(1) 作成単価の限度額 1枚当たり 7.51円

(2) 作成枚数の上限 4,000枚

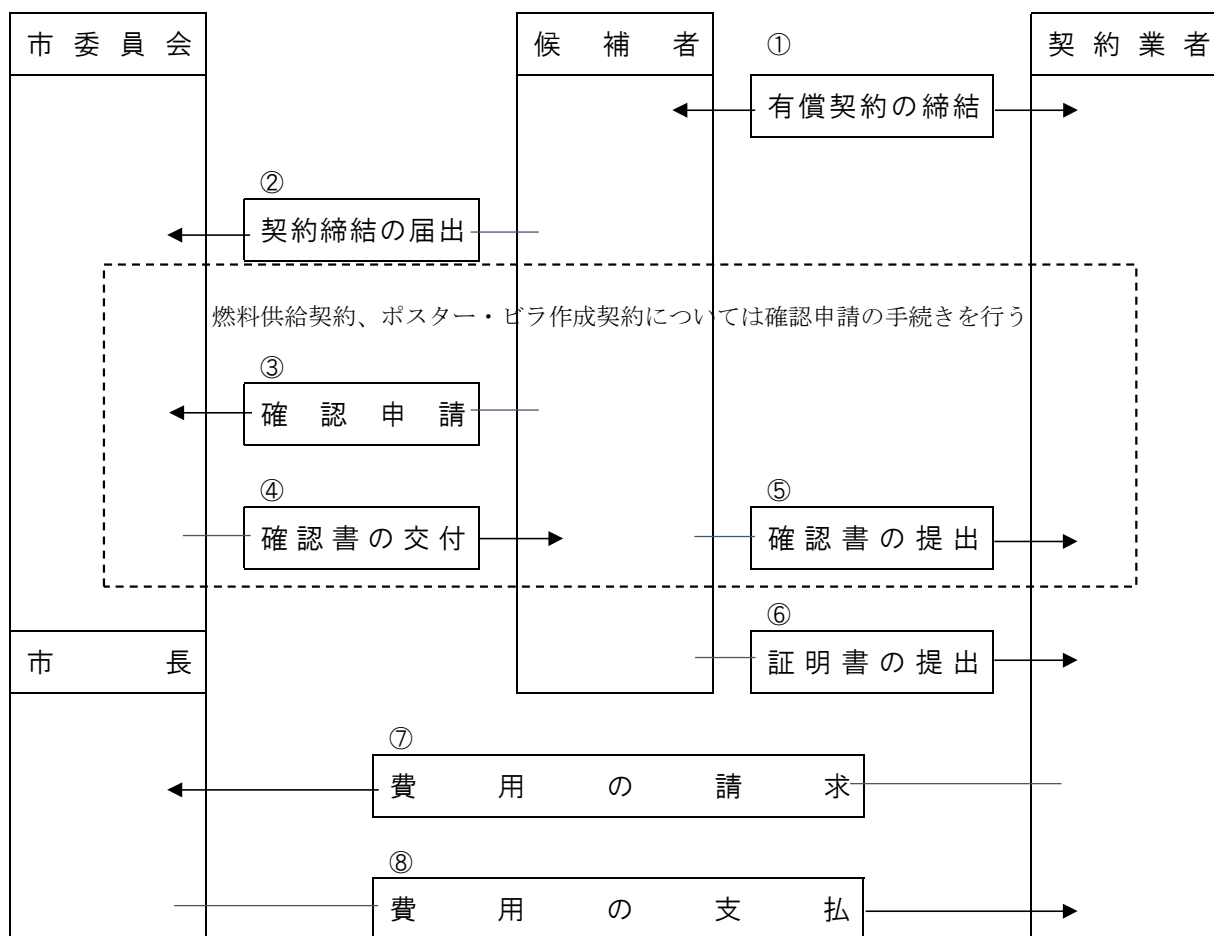
(参考1)

根室市議会議員選挙における 公費負担の対象とその限度額

公 費 負 担 の 対 象				公 費 負 担 の 限 度 額	
選 挙 運 動 用 自 動 車	1 一般運送契約 (ハイヤー等)		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日に2台以上使用する場合は1台に限る)	各日について 64,500 円 64,500 円×7 日＝ 451,500 円	1 の 契 約 と 2 の 契 約 は ど ち ら か を 選 択
	2 一般運送契約以外の契約	イ 自動車借入契約 (知人等あるいはレンタル業者)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日に2台以上使用する場合は1台に限る)	各日について 15,800 円 15,800 円×7 日＝ 110,600 円	
		ロ 燃料供給契約	選挙運動用自動車に供した燃料の代金 (代替車を含む)	7,560 円かける選挙運動の日数 7,560 円×7 日＝ 52,920 円	
		ハ 運転手雇用契約	選挙運動用自動車に運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額 (同一の日に2人以上雇用する場合は1人に限る)	各日について 12,500 円 12,500 円×7 日＝ 87,500 円	
	選挙運動用ビラ作成経費				
選挙運動用ポスター作成経費				作成単価(次の単価の限度額以内)に作成枚数(選挙区内のポスター掲示場の数)を乗じた金額 単価＝ $\frac{525 \text{ 円 } 06 \text{ 銭} \times 134 + 142,500 \text{ 円}}{134}$ ＝ 1,589 円(1 円未満の端数は、1 円とする。) 作成枚数の限度 ポスター掲示場数 134 箇所×1.2 倍＝ 161 枚 ※参考(最高限度額) 1, 5 8 9 円×1 6 1 枚 ＝2 5 5, 8 2 9 円	

(参考2)

公費負担の手続き（図解）



- ① 候補者は、契約業者と有償契約を締結します。
 - ② 候補者は、①の契約を締結したことを選挙管理委員会に届け出ます。
なお、立候補届出前に契約を締結した場合は、立候補の届出後、直ちに届け出るようになります。
 - ③ 候補者は、契約に係る金額又は枚数が法定の公費負担の対象であることの確認を受けるために、確認申請書を選挙管理委員会に提出します。この提出は②の届出と同時に行います。
なお、この確認申請手続きは、燃料供給契約、ポスター作成契約、ビラ作成契約に限って行います。
 - ④ 選挙管理委員会から候補者に対して、契約に係る金額又は枚数が法定の公費負担の対象であることを確認した確認書が交付されます。
 - ⑤ 候補者は、選挙管理委員会から交付された確認書を契約業者に提出します。
 - ⑥ 公費負担に係る契約の履行が完了次第、候補者は契約業者に対して、契約内容の履行実績を記載した証明書を提出します。
 - ⑦ 契約業者は、公費負担に係る費用を請求するため、根室市長宛に請求書を提出します。
 - ⑧ 市から契約業者に対して、公費負担に係る費用が支払われます。
- 注) ②、③及び⑦の届出、請求等は選挙管理委員会に対して行うことになります。

(参考3)

公費負担の様式（記載例等）

1 選挙運動用自動車の使用

選挙運動用自動車の使用の契約届出書	別紙様式 1 3	・・・ 57
選挙運動用自動車燃料代確認申請書	別紙様式 1 4	・・・ 58
選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	別紙様式 1 5	・・・ 59
〃（燃 料）	別紙様式 1 6	・・・ 61
〃（運転手）	別紙様式 1 7	・・・ 62
請求書（選挙運動用自動車の使用）（自動車）	別紙様式 1 8	・・・ 63
請求内訳書（一般運送契約：自動車使用）	別紙様式 1 8－1	・・・ 64
〃（一般運送契約以外の契約(1) 自動車の借入れ）	別紙様式 1 8－2	・・・ 65
請求書（選挙運動用自動車の使用）（燃料代）	別紙様式 1 9	・・・ 66
請求内訳書（一般運送契約以外の契約(2) 燃料代）	別紙様式 1 9－1	・・・ 67
請求書（選挙運動用自動車の使用）（運転手）	別紙様式 2 0	・・・ 68
請求内訳書（一般運送契約以外の契約(3) 運転手）	別紙様式 2 0－1	・・・ 69

2 選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ポスター作成契約届出書	別紙様式 2 1	・・・ 70
選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	別紙様式 2 2	・・・ 71
選挙運動用ポスター作成証明書	別紙様式 2 3	・・・ 72
請求書（選挙運動用ポスターの作成）	別紙様式 2 4	・・・ 73
請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）	別紙様式 2 4－1	・・・ 74

3 選挙運動用ビラの作成

選挙運動用ビラ作成契約届出書	別紙様式 2 5	・・・ 75
選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	別紙様式 2 6	・・・ 76
選挙運動用ビラ作成証明書	別紙様式 2 7	・・・ 77
請求書（選挙運動用ビラの作成）	別紙様式 2 8	・・・ 78
請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）	別紙様式 2 8－1	・・・ 79

4 契約書（ひな形）

選挙運動用自動車賃貸借契約書	・・・ 80
選挙運動用自動車燃料供給契約書	・・・ 81
選挙運動用自動車運転契約書	・・・ 82
選挙運動用ポスター作成契約書	・・・ 83
選挙運動用ビラ作成契約書	・・・ 84

（注）契約書（ひな形）は、公費負担するうえで最小限必要な契約事項を整理しているものであり、契約上さらに必要な事項を適宜追加したり、あるいは、ひな形で示した契約事項等を具備した独自の誓約書でも差し支えありません。

別紙様式 13 (選挙運動用自動車の使用の契約届出書様式)

令和 年 月 日

根室市選挙管理委員会
委員長 袴 谷 良 憲 様

令和3年8月22日執行 根室市議会議員選挙

候補者 甲 山 乙 夫

←本人の署名
(印不要)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	契 約	内 容	備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2. 1に掲げる契約以外の場合

区 分	契 約 日 年 月 日	契約相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和3年 〇月〇日	根室市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇〇レンタカー株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇	令和3年〇月〇日 ～ 令和3年〇月〇日	000.000 円	1日 00.000 円 ×7日
		↑ (契約書の内容と一致)			
燃料の購入	令和3年 〇月〇日	根室市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇〇石油株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇	〇〇〇リットル	00.000 円	1リットル 000 円 ×000 リットル ×1.08 (税)
		↑ (契約内容と一致)	↑ (予定供給総量)		
運転手の雇用	令和3年 〇月〇日	根室市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇〇〇	令和3年〇月〇日 ～ 令和3年〇月〇日	00.000 円	1日 00.000 円 ×7日
		↑ (契約書の内容と一致)			

- 備考 1. 契約届出書には、契約書及び車検証のコピーを添付してください。
2. 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料の購入」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。

別紙様式 14 (選挙運動用自動車燃料代確認申請書様式)

令和 年 月 日

根室市選挙管理委員会
委員長 袴 谷 良 憲 様

令和3年8月22日執行 根室市議会議員選挙

候補者 甲 山 乙 夫

←本人の署名
(印不要)

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車燃料代につき、根室市議会議員及び根室市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契 約 年 月 日	令和3年 ○月 ○日	
2 契 約 の 相 手 方	(1) 氏 名 又 は 名 称	〇〇〇石油株式会社
	(2) 住 所	根室市〇〇町〇丁目〇番地
	(3) 法 人 に あ っ て は その代表者の氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇
3 確 認 申 請 額	〇〇,〇〇〇円 ← aの金額と一致	

契約届出書の氏名等と一致

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (A)	0円	0円
今 回 の 購 入 金 額 (B)	0. 000円	a 0. 000円
燃 料 代 計 (A) + (B)	0. 000円	0. 000円
備 考		

購入金額又は限度額のうちのいずれか少ない方の金額を記載

契約届出書の契約金額と一致

限度額 7,560円×7日=52,920円

備 考

- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に提出してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合はその日数を除いた日数となります。

別紙様式 15 (選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) 様式)

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用するものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 3 年 8 月 22 日 執行 根室市議会議員選挙

候補者 甲 山 乙 夫

← 本人の署名
(印不要)

記

運送等契約区分	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
該当する番号に ○印をしてください。	2 上記 1 に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあっては代表者の氏名	根室市○○町○丁目○番地 ○○レンタカー株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○		
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
○○○○○○○ 釧路○○一○○○○	令和 3 年 月 日	00,000円	
〃	令和 3 年 月 日	00,000円	
〃	令和 3 年 月 日	00,000円	
〃	令和 3 年 月 日	00,000円	
〃	令和 3 年 月 日	00,000円	
〃	令和 年 月 日	00,000円	
〃	令和 年 月 日	00,000円	
計		000,000円	

契約届
出書の
氏名等
と一致

備 考

1. この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
2. 運送事業者等が根室市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
3. この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、根室市に支払を請求することが出来ません。
4. 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500 円
(2) (1) 以外の場合	15,800 円
5. 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
6. 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
7. 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、根室市に支払を請求することはできません。

別紙様式 16 (選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 様式)

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

次のとおり燃料の供給を受けるものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和3年8月22日執行 根室市議会議員選挙

候補者 甲 山 乙 夫

← 本人の署名
(印不要)

記

運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあっては代表者の氏名	根室市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇〇石油株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ←			契約届 出書の 氏名等 と一致
燃料供給年月日	燃料供給量	燃料供給金額	備考	
令和3年 月 日	〇〇リットル	0. 000円		供給実績に より記載
令和3年 月 日	〇〇リットル	0. 000円		
令和3年 月 日	〇〇リットル	0. 000円		
令和3年 月 日	〇〇リットル	0. 000円		
令和3年 月 日	〇〇リットル	0. 000円		
令和3年 月 日	〇〇リットル	0. 000円		
令和3年 月 日	〇〇リットル	0. 000円		
小 計	〇〇〇リットル ①	00. 000円	②	
軽 油 取 引 税	00. 00×000リットル①	0. 000円		
消 費 税	00. 000円②×0. 08	0. 000円		
計		00. 000円		

備 考

1. この証明書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から燃料供給業者に提出してください。
2. 燃料供給業者が根室市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
3. この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、根室市に支払を請求することはできません。
4. 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
5. 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合はその日数を除いた日数となります。

別紙様式 17 (選挙運動用自動車使用証明書(運転手)様式)

選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

次のとおり運転手を使用するものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和3年8月22日執行 根室市議会議員選挙

候補者 甲 山 乙 夫

←本人の署名
(印不要)

記

運転手の氏名及び住所	根室市〇〇町〇丁目〇番地 〇 〇 〇 〇 ←	
雇 用 年 月 日	運 送 等 金 額	雇 用 年 月 日
令和3年 月 日	00. 000円	
令和3年 月 日	00. 000円	
令和3年 月 日	00. 000円	令和3年〇月〇日から 令和3年〇月〇日まで 各日 1台 令和3年〇月〇日のみ 2台
令和3年 月 日	00. 000円	
令和3年 月 日	00. 000円	
令和3年 月 日	00. 000円	
令和3年 月 日	00. 000円	
計	000. 000円	

契約届
出書の
氏名等
と一致

備 考

1. この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
2. 運転手が根室市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
3. この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、根室市に支払を請求することはできません。
4. 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
5. 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合に、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定した1人のみについて記載してください。
6. 候補者の指定した運転手以外の運転手は、根室市に支払を請求することができません。

別紙様式 18 (請求書(選挙運動用自動車の使用)様式)

(自動車)

令和3年〇〇月〇〇日

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

根室市長 石垣 雅敏 様

契約届出書の氏名等と一致

氏名又は名称及び住所 根室市〇〇町〇丁目〇番地
並びに法人にあっては 〇〇〇レンタカー株式会社
その代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印

根室市議会議員及び根室市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1. 請求金額 〇〇〇, 〇〇〇 円
2. 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3. 選挙の種類 令和3年8月22日執行 根室市議会議員選挙
4. 候補者の氏名 北 海 太 郎
5. 振 込 先 銀行名 〇 〇 銀行 〇 〇 支店

口座名 〇〇〇レンタカー株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

請求者氏名と一致

口座番号 普通 〇〇〇〇〇〇

備 考

1. この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書)とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
2. 候補者が供託物を没収された場合には、根室市に支払を請求することはできません。

(注) 燃料の購入及び運転手の雇用に係る請求書についても
本記載例に準じて作成

別紙様式 18-1 (請求内訳書 (一般運送契約: 自動車使用) 様式)

(別紙 1)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車使用

使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備 考
令和3年 月 日	= 円 × 台 円	64,500円 × 1台 = 64,500円	00.000円	
令和3年 月 日	= 円 × 台 円	64,500円 × 1台 = 64,500円	00.000円	
令和3年 月 日	= 円 × 台 円	64,500円 × 1台 = 64,500円	00.000円	
令和3年 月 日	= 円 × 台 円	64,500円 × 1台 = 64,500円	00.000円	
令和3年 月 日	= 円 × 台 円	64,500円 × 1台 = 64,500円	00.000円	
令和3年 月 日	= 円 × 台 円	64,500円 × 1台 = 64,500円	00.000円	
計			000.000円	

備 考

「請求金額 (C)」欄には (A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

別紙様式 18-2 (請求内訳書 (一般運送契約以外の契約 (1) 自動車の借入れ) 様式)

(別紙 2)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外との運送契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備 考
令和3年 月 日	〇〇, 〇〇〇円×1台 = 〇〇, 〇〇〇円	15, 800円×1台 = 15, 800円	00. 000 円	
令和3年 月 日	〇〇, 〇〇〇円×1台 = 〇〇, 〇〇〇円	15, 800円×1台 = 15, 800円	00. 000 円	
令和3年 月 日	〇〇, 〇〇〇円×1台 = 〇〇, 〇〇〇円	15, 800円×1台 = 15, 800円	00. 000 円	
令和3年 月 日	〇〇, 〇〇〇円×1台 = 〇〇, 〇〇〇円	15, 800円×1台 = 15, 800円	00. 000 円	
令和3年 月 日	〇〇, 〇〇〇円×1台 = 〇〇, 〇〇〇円	15, 800円×1台 = 15, 800円	00. 000 円	
令和3年 月 日	〇〇, 〇〇〇円×1台 = 〇〇, 〇〇〇円	15, 800円×1台 = 15, 800円	00. 000 円	
計			000. 000 円	

備 考

「請求金額 (C)」欄には (A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

別紙様式 19 (請求書(選挙運動用自動車の使用)様式)

(燃料代)

令和3年〇〇月〇〇日

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

根室市長 石垣 雅敏 様

契約届出書の氏名等と一致

氏名又は名称及び住所 根室市〇〇町〇丁目〇番地
並びに法人にあっては 〇〇〇〇石油株式会社
その代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印

根室市議会議員及び根室市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1. 請 求 金 額 〇〇〇, 〇〇〇 円
2. 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3. 選 挙 の 種 類 令和3年8月22日執行 根室市議会議員選挙
4. 候 補 者 の 氏 名 北 海 太 郎
5. 振 込 先 銀 行 名 〇 〇 銀行 〇 〇 支店

口座名 〇〇〇〇石油株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

請求者氏名と一致

口座番号 普通 〇〇〇〇〇〇

備 考

1. この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書)とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
2. 候補者が供託物を没収された場合には、根室市に支払を請求することはできません。

(注) 燃料の購入及び運転手の雇用に係る請求書についても
本記載例に準じて作成

別紙様式 19-1 (請求内訳書 (一般運送契約以外の契約 (2) 燃料代) 様式)

(別 紙)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外との運送契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃 料 代

販売年月日	販 売 金 額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備 考
令和3年 月 日	〇〇〇円×〇〇リットル = 〇, 〇〇〇円			
令和3年 月 日	〇〇〇円×〇〇リットル = 〇, 〇〇〇円			
令和3年 月 日	〇〇〇円×〇〇リットル = 〇, 〇〇〇円			
令和3年 月 日	〇〇〇円×〇〇リットル = 〇, 〇〇〇円			
令和3年 月 日	〇〇〇円×〇〇リットル = 〇, 〇〇〇円			
令和3年 月 日	〇〇〇円×〇〇リットル = 〇, 〇〇〇円			
令和3年 月 日	〇〇〇円×〇〇リットル = 〇, 〇〇〇円			
小 計	〇〇〇円×〇〇〇リットル = 〇〇, 〇〇〇円			
軽油引取税	〇〇. 〇〇円×〇〇〇リットル = 〇〇, 〇〇〇円			
消 費 税	〇〇. 〇〇〇円×10% = 〇〇, 〇〇〇円			
計	〇〇. 〇〇〇円	52. 920円	〇〇. 〇〇〇円	

備 考

1. 「基準限度額 (B)」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
2. 「請求金額 (C)」の計欄には、「販売金額 (A)」の計欄又は「基準限度額 (B)」の計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

別紙様式 20 (請求書(選挙運動用自動車の使用)様式)

(運転手)

令和3年〇〇月〇〇日

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

根室市長 石垣 雅敏 様

契約届出書の氏名等と一致

根室市〇〇町〇丁目〇番地

運転手の氏名及び住所

〇 〇 〇 〇 印

根室市議会議員及び根室市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1. 請 求 金 額 〇〇〇, 〇〇〇 円
2. 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3. 選 挙 の 種 類 令和3年8月22日執行 根室市議会議員選挙
4. 候補者の氏名 **北 海 太 郎**
5. 振 込 先 銀 行 名 〇 〇 銀行 〇 〇 支店
口座名 〇 〇 〇 〇 ← 請求者氏名と一致
口座番号 普通 〇〇〇〇〇〇

備 考

1. この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書)とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
2. 候補者が供託物を没収された場合には、根室市に支払を請求することはできません。

別紙様式 20-1 (請求内訳書(一般運送契約以外の契約(3)運転手)様式)

(別 紙)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外との運送契約により自動車を使用した場合)

(3) 運 転 手

使用年月日	報 酬 額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備 考
令和3年 月 日	〇〇, 〇〇〇円	12, 500円	00. 000 円	
令和3年 月 日	〇〇, 〇〇〇円	12, 500円	00. 000 円	
令和3年 月 日	〇〇, 〇〇〇円	12, 500円	00. 000 円	
令和3年 月 日	〇〇, 〇〇〇円	12, 500円	00. 000 円	
令和3年 月 日	〇〇, 〇〇〇円	12, 500円	00. 000 円	
令和3年 月 日	〇〇, 〇〇〇円	12, 500円	00. 000 円	
令和3年 月 日	〇〇, 〇〇〇円	12, 500円	00. 000 円	
計			000. 000 円	

備 考

「請求金額 (C)」欄には (A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

別紙様式 2 1 (選挙運動用ポスター作成契約届出書様式)

令和 年 月 日

根室市選挙管理委員会
委員長 袴 谷 良 憲 様

令和 3 年 8 月 2 2 日 執行 根室市議会議員選挙

候補者 甲 山 乙 夫

← 本人の署名
(印不要)

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約相手方の氏名 又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約 枚数	作成契約 金 額	1枚当たり 単 価	
令和3年 〇〇月〇〇日	根室市〇〇町 〇丁目〇〇番地 〇〇〇印刷株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇	枚 000	円 000,000	円 0,000	
	↑ (契約書の内容と一致)	枚	円	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

別紙様式 22 (選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書様式)

令和 年 月 日

根室市選挙管理委員会
委員長 袴 谷 良 憲 様

令和3年8月22日執行 根室市議会議員選挙

候補者 甲 山 乙 夫

←本人の署名
(印不要)

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスターの作成枚数につき、根室市議会議員及び根室市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契 約 年 月 日	令和3年 ○月 ○日	
2 契 約 の 相 手 方	(1) 氏 名 又 は 名 称	〇〇〇印刷株式会社
	(2) 住 所	根室市〇〇町〇丁目〇番地
	(3) 法 人 に あ っ て は その代表者の氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇
3 確 認 申 請 枚 数	〇〇〇枚 ←	

契約届出書の
氏名等と一致

aの枚数と一致

区 分	作成枚数	左のうち確認済 又は確認申請金額	
前回までの累積枚数 (A)	0枚	0枚	
今 回 の 枚 数 (B)	〇〇〇枚	a	〇〇〇枚
枚 数 計 (A) + (B)	〇〇〇枚		〇〇〇枚
備 考			

作成枚数又は
限度枚数のう
ち、いずれか
少ない方の枚
数を記載

備 考

契約届出書の枚数と一致

限度枚数 ポスター掲示場数×1.2

- この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

別紙様式 23 (選挙運動用ポスター作成証明書様式)

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成するものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和3年8月22日執行 根室市議会議員選挙

候補者 甲 山 乙 夫

←本人の署名
(印不要)

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	根室市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇〇印刷株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇	契約届 出書の 氏名等 と一致
作成枚数	000 枚	
作成金額	000,000 円	供給実 績によ り記載
当該選挙区におけるポスター掲示場数	1 3 4 箇所	

備考

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が根室市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、根室市に支払を請求することはできません。

別紙様式 24 (請求書(選挙運動用ポスターの作成)様式)

令和3年〇〇月〇〇日

請 求 書 (選挙運動用ポスターの作成)

根室市長 石垣 雅敏 様

契約届出書の氏名等と一致

氏名又は名称及び住所 **根室市〇〇町〇丁目〇番地**
並びに法人にあっては **〇〇〇印刷株式会社**
その代表者氏名 **代表取締役 〇〇〇〇 印**

根室市議会議員及び根室市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1. 請 求 金 額 〇〇〇, 〇〇〇 円
2. 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3. 選 挙 の 種 類 令和3年8月22日執行 根室市議会議員選挙
4. 候 補 者 の 氏 名 **北 海 太 郎**
5. 振 込 先 銀 行 名 〇 〇 銀行 〇 〇 支店

口 座 名 〇〇〇印刷株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇

← 請求者氏名と一致

口座番号 普通 〇〇〇〇〇〇

備 考

1. この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
2. 候補者が供託物を没収された場合には、根室市に支払を請求することはできません。

別紙様式 24-1 (請求内訳書(選挙運用ポスターの作成)様式)

(別 紙)

請 求 内 訳 書

選挙区に おける ポスター 掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B) =(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E) =(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H) =(I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
134	0.000	000	000.000	1.589	161	255.829	0.000	000	000.000	

備 考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

別紙様式 25 (選挙運動用ビラ作成契約届出書様式)

令和 年 月 日

根室市選挙管理委員会
委員長 袴 谷 良 憲 様

令和3年8月22日執行 根室市議会議員選挙

候補者 甲 山 乙 夫

←本人の署名
(印不要)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約相手方の氏名 又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約 枚数	作成契約 金額	1枚当たり 単価	
令和3年 〇〇月〇〇日	根室市〇〇町 〇丁目〇〇番地 〇〇〇印刷株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇	枚 4,000	円 000,000	円 0.00	
	↑ (契約書の内容と一致)	枚	円	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

別紙様式 26 (選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書様式)

令和 年 月 日

根室市選挙管理委員会
委員長 袴 谷 良 憲 様

令和3年8月22日執行 根室市議会議員選挙

候補者 甲 山 乙 夫

←本人の署名
(印不要)

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラの作成枚数につき、根室市議会議員及び根室市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契 約 年 月 日	令和3年 〇月 〇日	
2 契 約 の 相 手 方	(1) 氏 名 又 は 名 称	〇〇〇印刷株式会社
	(2) 住 所	根室市〇〇町〇丁目〇番地
	(3) 法 人 に あ っ て は その代表者の氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇
3 確 認 申 請 枚 数	4,000枚 ← aの枚数と一致	

契約届出書の氏名等と一致

区 分	作成枚数	左のうち確認済 又は確認申請金額	
前回までの累積枚数 (A)	0枚	0枚	
今 回 の 枚 数 (B)	4,000枚	a	4,000枚
枚 数 計 (A) + (B)	4,000枚		4,000枚
備 考			

作成枚数又は
限度枚数のう
ち、いずれか
少ない方の枚
数を記載

契約届出書の枚数と一致

作成枚数又は限度枚数のうち、いずれか
少ない方の枚数を記載

備 考

- この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

別紙様式 27 (選挙運動用ビラ作成証明書様式)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成するものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和3年8月22日執行 根室市議会議員選挙

候補者 甲 山 乙 夫

←本人の署名
(印不要)

記

ビラ作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあっては 代表者の氏名	根室市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇〇印刷株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇	契約届 出書の 氏名等 と一致
作成枚数	4,000 枚	
作成金額	000,000 円	供給実 績によ り記載

備考

- この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が根室市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、根室市に支払を請求することはできません。

別紙様式 28 (請求書(選挙運動用ビラの作成)様式)

令和 年 月 日

請 求 書 (選挙運動用ビラの作成)

根室市長 石垣 雅敏 様

契約届出書の氏名等と一致

氏名又は名称及び住所 **根室市〇〇町〇丁目〇番地**
並びに法人にあっては **〇〇〇印刷株式会社**
その代表者氏名 **代表取締役 〇〇〇〇 印**

根室市議会議員及び根室市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1. 請 求 金 額 〇〇〇, 〇〇〇 円
2. 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3. 選 挙 の 種 類 令和3年8月22日執行 根室市議会議員選挙
4. 候 補 者 の 氏 名 **北 海 太 郎**
5. 振 込 先 銀 行 名 〇 〇 銀行 〇 〇 支店

口 座 名 〇〇〇印刷株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇

← **請求者氏名と一致**

口座番号 普通 〇〇〇〇〇〇

備 考

1. この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
2. 候補者が供託物を没収された場合には、根室市に支払を請求することはできません。

別紙様式 28-1 (請求内訳書(選挙運用ビラの作成)様式)

(別 紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
0.000	000	000.000	7.51	4.000	30.040	0.000	000	000.000	

備 考

- 1 (D) 欄には、7.51 円と記入してください。
- 1 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

選挙運動用自動車賃貸借契約書

※印紙不要

根室市議会議員選挙候補者

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条の規定により、選挙運動のために使用する。

2 車種及び登録番号

3 台 数 1 台

4 使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間

5 契約金額 金 円（1日につき 円）

うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金 円

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙を定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約書に基づく契約金額については、乙は、根室市議会議員及び根室市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成8年根室市条例26号）に基づき根室市に対し請求するものとし、甲はこれを必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、根室市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は根室市には請求できない。

8. その他

令和 年 月 日

根室市議会議員選挙候補者

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

※印紙不要

根室市議会議員選挙候補者

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間
- 2 供給する場所 所在地
名 称
- 3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 _____
- 4 金 額
(1) 単価1リットル当たり 円
(2) 予定供給総量 リットル
(3) 金 額 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金 円

5 請求及び支払

この契約書に基づく契約金額については、乙は、根室市議会議員及び根室市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成8年根室市条例26号）に基づき根室市に対し請求するものとし、甲はこれを必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、根室市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は根室市には請求できない。

6. その他

令和 年 月 日

根室市議会議員選挙候補者

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

選挙運動用自動車運転契約書

※印紙不要

根室市議会議員選挙候補者

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)は、甲は使用する公職選挙法

(昭和25年法律第100号)第141条に規定する選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

- 1 運 転 す る 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間
- 2 契 約 金 額 金 円 (1日につき 円)
- 3 運転する自動車の車種及び登録番号 _____
- 4 請 求 及 び 支 払

この契約書に基づく契約金額については、乙は、根室市議会議員及び根室市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成8年根室市条例26号)に基づき根室市に対し請求するものとし、甲はこれを必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、根室市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は根室市には請求できない。

5. そ の 他

令和 年 月 日

根室市議会議員選挙候補者

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

選挙運動用ポスター作成契約書

収 入
印 紙

根室市議会議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 143 条に規定するポスター
- 2 数 量 枚
- 3 契 約 金 額 金 円（単価 円 銭）
うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金 円
- 4 納 入 期 限 令和 年 月 日
- 5 請求及び支払

この契約書に基づく契約金額については、乙は、根室市議会議員及び根室市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 8 年根室市条例 26 号）に基づき根室市に対し請求するものとし、甲はこれを必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、根室市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は根室市には請求できない。

6. その他

令和 年 月 日

根室市議会議員選挙候補者

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

選挙運動用ビラ作成契約書

収 入
印 紙

根室市議会議員選挙候補者 (以下「甲」とい
う。) と

(以下「乙」という。) は、印刷物の作成について次
のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 142 条第 1 項第 6 号に規定す
るビラ

2 数 量 枚

3 契 約 金 額 金 円（単価 円 銭）

うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金 円

4 納 入 期 限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約書に基づく契約金額については、乙は、根室市議会議員及び根室市長の選挙にお
ける選挙運動の公費負担に関する条例（令和 8 年根室市条例 26 号）に基づき根室市に対し
請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、根室市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速や
かに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は根室市
には請求できない。

6. そ の 他

令和 年 月 日

根室市議会議員選挙候補者

甲 住 所
氏 名 印

乙 住 所
名 称
代表者 印

インターネットを使った選挙運動が出来るようになりました。

(注)国政選挙及び地方選挙について適用されます。

- ①有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動ができますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。

(注)・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。

- ・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
- ・**18歳未満の者**等は選挙運動をすることができません。

有権者

このたびの選挙では、
〇〇さんを
当選させよう。



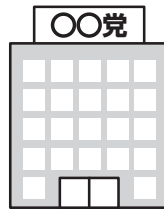
候補者

私に清き
一票を！



政党等

〇〇党へ
投票して
ください！



電子メール

△△花子<△△△@△△.ne.jp>

このたびの選挙では
是非〇〇さんを
当選させましょう。

**有権者が、電子メールで
選挙運動を行うことは禁止。**

ウェブサイト等

ホームページ・ブログ・SNS(ツイッター・フェイスブック等)
動画共有サービス・動画中継サイト等



△△ 花子 <△△△@△△.ne.jp>

このたびの選挙では
是非〇〇さんを
当選させましょう。



〇〇 太郎 <〇〇〇@〇〇.ne.jp>

私は、このたびの選挙に
出馬しました〇〇 太郎です。

清き一票を、お願いします。

※電子メールアドレス等の表示義務

(注)・電子メールアドレス等とは、電子メールその他のインターネット等を利用する方法により、その者に連絡する際に必要となる情報であり、具体的には、返信用フォームのURLやツイッターのユーザー名などが含まれます。

・電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)以外の通信方式を用いて、SNSのユーザー間でやり取りするメッセージ機能は、「ウェブサイト等」に含まれます。

電子メール

〇〇太郎<〇〇〇@〇〇.ne.jp>

私は、このたびの選挙に
出馬しました〇〇太郎です。
~~~~~。  
~~~~~。  
~~~~~。  
清き一票を、お願いします。

**※氏名、電子メールアドレス  
等の表示義務**

**※一定の記録の保存義務**

自らアドレスを通知し、受信  
に同意した相手等送信先には一定の制限があります。



**有権者**



※本資料は概要であり、詳しくは総務省HPをご覧ください。

ネット選挙運動総務省

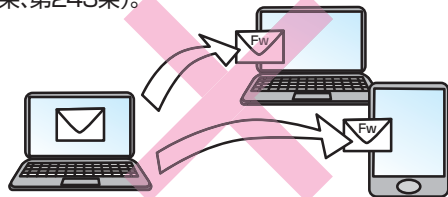
検索

# これらの禁止行為は処罰の対象となります！

## 選挙運動の方法等に関する規制(例)

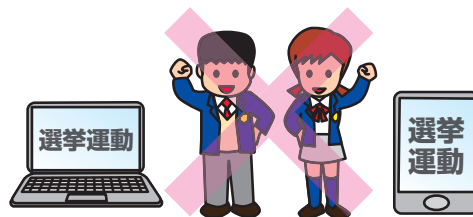
### 有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限ります。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



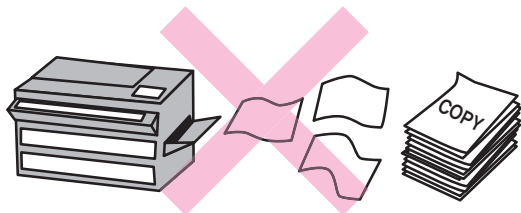
### 18歳未満の選挙運動は禁止されています！

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



### HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



### 選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



## 誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)



### 候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません！

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。



### 氏名等を偽って通信してはいけません！

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。



### 悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません！

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。



### 候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません！

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注) プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

※本資料は概要であり、詳しくは、総務省HPをご覧ください。 [ネット選挙運動総務省](#) [検索](#)

